

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年12月17日
【中間会計期間】	第86期中（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）
【会社名】	株式会社千葉興業銀行
【英訳名】	The Chiba Kogyo Bank, Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 池澤 秀夫
【本店の所在の場所】	千葉市美浜区幸町2丁目1番2号
【電話番号】	千葉（043）243局2111番（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員経営企画部長 田中 宏
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区東神田2丁目3番10号 株式会社千葉興業銀行 東京事務所
【電話番号】	東京（03）3862局6651番（代表）
【事務連絡者氏名】	東京事務所長 富田 勝弘
【縦覧に供する場所】	株式会社千葉興業銀行 東京支店 （東京都千代田区東神田2丁目3番10号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成17年度	平成18年度
		中間連結会計期間	中間連結会計期間	中間連結会計期間	平成17年度	平成18年度
		(自 平成17年 4月1日 至 平成17年 9月30日)	(自 平成18年 4月1日 至 平成18年 9月30日)	(自 平成19年 4月1日 至 平成19年 9月30日)	(自 平成17年 4月1日 至 平成18年 3月31日)	(自 平成18年 4月1日 至 平成19年 3月31日)
連結経常収益	百万円	25,357	25,639	29,910	52,657	54,625
連結経常利益	百万円	3,890	4,810	5,503	7,268	8,969
連結中間純利益	百万円	4,934	4,994	5,301	—	—
連結当期純利益	百万円	—	—	—	8,596	9,489
連結純資産額	百万円	111,626	117,519	124,646	113,389	126,188
連結総資産額	百万円	2,142,778	2,092,456	2,143,286	2,109,125	2,116,908
1株当たり純資産額	円	524.66	624.35	764.98	531.47	764.82
1株当たり中間純利益	円	97.31	98.50	104.57	—	—
1株当たり当期純利益	円	—	—	—	141.55	159.19
潜在株式調整後1株当たり 中間純利益	円	42.94	50.05	61.94	—	—
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益	円	—	—	—	70.29	89.90
自己資本比率	%	—	5.57	5.77	—	5.91
連結自己資本比率 (国内基準)	%	9.71	9.90	9.86	9.76	9.46
営業活動によるキャッシ ュ・フロー	百万円	64,170	△7,652	19,574	54,411	△10,629
投資活動によるキャッシ ュ・フロー	百万円	△53,338	△1,149	△21,980	△53,182	9,333
財務活動によるキャッシ ュ・フロー	百万円	△1,923	△1,424	△1,425	△5,730	△3,430
現金及び現金同等物の中間 期末残高	百万円	60,149	36,680	38,541	—	—
現金及び現金同等物の期末 残高	百万円	—	—	—	46,775	42,196
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,411 [1,030]	1,458 [1,096]	1,473 [1,065]	1,368 [1,054]	1,399 [1,096]

- (注) 1. 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、一部の連結子会社を除き税抜方式によっております。
2. 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1) 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
3. 連結純資産額及び連結総資産額の算定にあたり、平成18年度中間連結会計期間から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

4. 1株当たり純資産額は、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号）が改正されたことに伴い、平成18年度中間連結会計期間から繰延ヘッジ損益を含めて算出しております。
5. 自己資本比率は、（期末純資産の部合計－期末新株予約権－期末少数株主持分）を期末資産の部の合計で除して算出してしております。
6. 連結自己資本比率は、平成18年度末から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出してしております。当行は、国内基準を採用してしております。なお、平成18年度中間連結会計期間以前は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出してしております。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第84期中	第85期中	第86期中	第84期	第85期
決算年月		平成17年9月	平成18年9月	平成19年9月	平成18年3月	平成19年3月
経常収益	百万円	22,404	21,971	25,741	46,318	46,614
経常利益	百万円	4,007	4,433	5,305	7,141	8,400
中間純利益	百万円	4,961	4,810	5,078	—	—
当期純利益	百万円	—	—	—	8,439	9,176
資本金	百万円	57,941	57,941	57,941	57,941	57,941
発行済株式総数	千株	普通株式 50,722 優先株式 23,400	普通株式 50,722 優先株式 23,400	普通株式 50,722 優先株式 23,400	普通株式 50,722 優先株式 23,400	普通株式 50,722 優先株式 23,400
純資産額	百万円	110,381	115,067	121,840	111,953	123,469
総資産額	百万円	2,092,548	2,045,267	2,102,954	2,058,657	2,072,756
預金残高	百万円	1,887,946	1,850,002	1,918,118	1,857,083	1,875,412
貸出金残高	百万円	1,336,895	1,375,265	1,411,229	1,354,081	1,392,473
有価証券残高	百万円	466,128	464,871	465,269	464,439	456,083
1株当たり配当額	円	普通株式 第一回第一種 優先株式 第二回第二種 優先株式 第三回第三種 優先株式 — — — —	普通株式 第一回第一種 優先株式 第二回第二種 優先株式 第三回第三種 優先株式 — — — —	普通株式 第一回第一種 優先株式 第二回第二種 優先株式 第三回第三種 優先株式 — — — —	普通株式 第一回第一種 優先株式 100.00 第二回第二種 優先株式 104.00 第三回第三種 優先株式 45.15	普通株式 第一回第一種 優先株式 100.00 第二回第二種 優先株式 104.00 第三回第三種 優先株式 45.15
自己資本比率	%	—	5.62	5.79	—	5.95
単体自己資本比率 (国内基準)	%	9.61	9.79	9.75	9.67	9.38
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,154 [841]	1,223 [906]	1,236 [883]	1,122 [864]	1,164 [905]

(注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 純資産額及び総資産額の算定にあたり、平成18年9月から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号）を適用してしております。

3. 自己資本比率は、（期末純資産の部合計－期末新株予約権）を期末資産の部の合計で除して算出してしております。

4. 単体自己資本比率は、平成19年3月から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出してしております。当行は国内基準を採用してしております。

なお、平成18年9月以前は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出してしております。

2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当行グループ（当行及び当行の関係会社）が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

3【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成19年9月30日現在

	銀行業務	リース業務	その他の業務	合計
従業員数（人）	1,236 [883]	17 [2]	220 [180]	1,473 [1,065]

(注) 1. 従業員数は、嘱託及び臨時従業員1,050人を含んでおりません。

2. 臨時従業員数は、[]内に当中間連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当行の従業員数

平成19年9月30日現在

従業員数（人）	1,236 [883]
---------	----------------

(注) 1. 従業員数は、嘱託及び臨時従業員882人を含んでおりません。

2. 臨時従業員数は、[]内に当中間会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

3. 当行の従業員組合は、千葉興業銀行従業員組合と称し、組合員数は1,034人であります。労使間においては特記すべき事項はありません。

4. 当行は執行役員制度を導入しており、執行役員9人は従業員数に含まれております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

・業績

当中間連結会計期間におけるわが国経済は、企業収益が引続き改善傾向にあり、設備投資も堅調に推移するなど、米国経済の影響や原油価格動向等不安要因はあるものの、緩やかな回復を続けました。営業基盤である千葉県経済につきましても、雇用情勢は緩やかな回復が続ぎ、個人消費におきましても持ち直しの動きが見られるなど、緩やかな回復基調で推移しました。

当行は、平成19年度を「新ちば興銀を創造・スタートする年＝飛躍期」と位置付け、経営体質・財務体質のさらなる強化に努めた結果、当中間連結会計期間の業績につきましては次のとおりとなりました。

業容面につきましては、預金残高は、個人預金等の増加により、平成19年3月末比417億円増加して1兆9,113億円となりました。また、投資信託の預り資産残高は、お客さまニーズの高いリスク限定型ファンド（条件付元本確保型）の当行専用ファンドの設定により、平成19年3月末比250億円増加して1,973億円となりました。

貸出金残高は、新規貸出の増強に努めた結果、平成19年3月末比177億円増加して1兆4,061億円となりました。当行の中小企業向け貸出金残高は、千葉県信用保証協会保証付貸出を中心に増強を図った結果、平成19年3月末比65億円増加して7,894億円となりました。また、当行の住宅ローン残高は、販売体制強化による顧客層の拡大に努めたほか、相談会開催等によりお客さまの借換えニーズへの積極的な取組みも図った結果、平成19年3月末比44億円増加して4,245億円となりました。

有価証券残高は、中期固定債の積上げ等により、平成19年3月末比89億円増加して4,649億円となりました。

損益面につきましては、貸出金利息や有価証券利息配当金が増加したことを主要因に資金運用収益が増加したこと等から、経常収益は前中間連結会計期間比42億70百万円増加して299億10百万円となりました。一方、経常費用は、預金利息が増加したことを主要因に資金調達費用が増加したこと等から、前中間連結会計期間比35億78百万円増加して244億6百万円となりました。

この結果、経常利益は前中間連結会計期間比6億92百万円増加して55億3百万円となり、中間純利益は前中間連結会計期間比3億7百万円増加して53億1百万円となりました。

事業の種類別セグメントの状況につきましては、銀行業務の経常収益は前中間連結会計期間比37億68百万円増加して257億32百万円、経常利益は前中間連結会計期間比8億70百万円増加して52億96百万円、リース業務の経常収益は前中間連結会計期間比4億39百万円増加して40億3百万円、経常損益は前中間連結会計期間比2億73百万円減少して△1億10百万円、その他の業務の経常収益は前中間連結会計期間比1億55百万円増加して23億95百万円、経常利益は前中間連結会計期間比86百万円減少して4億13百万円となりました。

なお、連結自己資本比率（国内基準）は、平成19年3月期から「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号）」に基づき算出しており、当中間連結会計期間末は、9.86%となりました。

・キャッシュ・フロー

当中間連結会計期間におけるキャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

税金等調整前中間純利益が59億円、貸出金の増加が205億円、預金の増加が417億円、コールローン等の増加が47億円あったことから、営業活動によるキャッシュ・フローは195億円の増加（前中間連結会計期間比272億円増加）となりました。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

有価証券の売却・償還による収入1,026億円、有価証券の取得による支出1,215億円、有形固定資産取得による支出28億円等により、投資活動によるキャッシュ・フローは219億円の減少（前中間連結会計期間比208億円減少）となりました。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

主に配当金支払14億円により、財務活動によるキャッシュ・フローは14億円の減少（前中間連結会計期間比横ばい）となりました。

この結果、当中間連結会計期間の現金及び現金同等物の中間期末残高は、前中間連結会計期間比18億円増加の385億円となりました。

当行及び連結子会社には「海外」の拠点がないため、以下の(1)部門別収支から(6)部門別有価証券の状況については、国内業務部門・国際業務部門に区分して記載しております。

(1) 国内業務部門・国際業務部門別収支

当中間連結会計期間の資金運用収支は、国内業務部門で168億円、国際業務部門で2億円となり、内部取引による相殺消去後の合計で171億円となりました。

役員取引等収支は、国内業務部門で36億円、国際業務部門で△0.3億円となり、内部取引による相殺消去後の合計で35億円となりました。

その他業務収支は、国債等債券関係損益・外国為替売買益を中心として、国内業務部門で△3億円、国際業務部門で3億円となり、合計で△0.1億円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額 (△)	合計
		金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
資金運用収支	前中間連結会計期間	15,680	605	1	16,285
	当中間連結会計期間	16,890	276	1	17,166
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	16,705	695	104	17,297
	当中間連結会計期間	19,644	501	151	19,993
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	1,025	90	103	1,011
	当中間連結会計期間	2,753	224	150	2,827
役員取引等収支	前中間連結会計期間	3,387	△18	7	3,360
	当中間連結会計期間	3,632	△30	32	3,569
うち役員取引等収益	前中間連結会計期間	4,970	55	512	4,512
	当中間連結会計期間	5,295	54	528	4,821
うち役員取引等費用	前中間連結会計期間	1,583	74	505	1,151
	当中間連結会計期間	1,663	85	496	1,252
その他業務収支	前中間連結会計期間	197	52	—	250
	当中間連結会計期間	△340	326	—	△14
うちその他業務収益	前中間連結会計期間	222	52	—	274
	当中間連結会計期間	217	326	—	543
うちその他業務費用	前中間連結会計期間	24	—	—	24
	当中間連結会計期間	557	—	—	557

(注) 1. 国内業務部門は当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引等は国際業務部門に含めております。

2. 相殺消去については、当行と連結子会社及び連結子会社間の内部取引を相殺消去しております。また資金運用収益及び資金調達費用の相殺消去額には、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息を含めております。

(2) 国内業務部門・国際業務部門別資金運用／調達状況

当中間連結会計期間の資金運用勘定の平均残高は、貸出金及び有価証券を中心として、国内業務部門で1兆9,536億円、国際業務部門で310億円となり、内部取引による相殺消去後の合計で1兆9,396億円となりました。資金運用勘定の利息は、国内業務部門で196億円、国際業務部門で5億円となり、内部取引による相殺消去後の合計で199億円となりました。この結果、資金運用勘定の利回りは、国内業務部門で2.00%、国際業務部門で3.22%、内部取引による相殺消去後の合計で2.05%となりました。

資金調達勘定の平均残高は、預金取引を中心として、国内業務部門で1兆9,089億円、国際業務部門で315億円となり、内部取引による相殺消去後の合計で1兆8,963億円となりました。資金調達勘定の利息は、国内業務部門で27億円、国際業務部門で2億円となり、内部取引による相殺消去後の合計で28億円となりました。この結果、資金調達勘定の利回りは、国内業務部門で0.28%、国際業務部門で1.41%、内部取引による相殺消去後の合計で0.29%となりました。

国内業務部門、国際業務部門別には、次に記載しているとおりであります。

① 国内業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額（百万円）	金額（百万円）	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	1,891,960	16,705	1.76
	当中間連結会計期間	1,953,631	19,644	2.00
うち貸出金	前中間連結会計期間	1,332,497	13,630	2.04
	当中間連結会計期間	1,376,506	15,695	2.27
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	1,218	0	0.10
	当中間連結会計期間	1,139	0	0.09
うち有価証券	前中間連結会計期間	438,980	2,732	1.24
	当中間連結会計期間	446,696	3,439	1.53
うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間	51,844	37	0.14
	当中間連結会計期間	66,710	202	0.60
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち債券貸借取引支払保証金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち預け金	前中間連結会計期間	18,021	132	1.46
	当中間連結会計期間	19,130	122	1.27
資金調達勘定	前中間連結会計期間	1,854,784	1,025	0.11
	当中間連結会計期間	1,908,988	2,753	0.28
うち預金	前中間連結会計期間	1,815,885	600	0.06
	当中間連結会計期間	1,865,895	2,331	0.24
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	8,431	1	0.02
	当中間連結会計期間	11,860	24	0.41

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額 (百万円)	金額 (百万円)	(%)
うちコールマネー及び売渡手形	前中間連結会計期間	1,825	2	0.26
	当中間連結会計期間	1,326	3	0.48
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち債券貸借取引受入担保金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	572	1	0.54
うちコマース・ペーパー	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち借入金	前中間連結会計期間	28,641	399	2.78
	当中間連結会計期間	29,333	368	2.50

(注) 1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、連結子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

2. 「国内業務部門」とは、当行及び連結子会社の円貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引等は国際業務部門に含めております。

3. 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高を控除して表示してあります。

② 国際業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額（百万円）	金額（百万円）	（%）
資金運用勘定	前中間連結会計期間	36,797	695	3.77
	当中間連結会計期間	31,007	501	3.22
うち貸出金	前中間連結会計期間	500	16	6.42
	当中間連結会計期間	365	11	6.31
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち有価証券	前中間連結会計期間	33,544	627	3.72
	当中間連結会計期間	21,623	275	2.54
うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間	278	7	5.23
	当中間連結会計期間	6,423	156	4.86
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち債券貸借取引支払保証金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち預け金	前中間連結会計期間	273	7	5.66
	当中間連結会計期間	586	15	5.22
資金調達勘定	前中間連結会計期間	37,259	90	0.48
	当中間連結会計期間	31,566	224	1.41
うち預金	前中間連結会計期間	3,702	55	2.96
	当中間連結会計期間	3,027	43	2.89
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うちコールマネー及び売渡手形	前中間連結会計期間	65	1	5.39
	当中間連結会計期間	237	6	5.22
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち債券貸借取引受入担保金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うちコマース・ペーパー	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち借入金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—

(注) 1. 平均残高は、月次カレント方式（前月末TT仲値を当該月のノンエクスチェンジ取引に適用する方式）により算出しております。

2. 「国際業務部門」とは、当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引等は国際業務部門に含めておりません。

3. 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高を控除して表示しております。

③ 合計

種類	期別	平均残高（百万円）			利息（百万円）			利回り（%）
		小計	相殺消去額（△）	合計	小計	相殺消去額（△）	合計	
資金運用勘定	前中間連結会計期間	1,928,758	49,309	1,879,448	17,401	104	17,297	1.83
	当中間連結会計期間	1,984,639	44,974	1,939,665	20,145	151	19,993	2.05
うち貸出金	前中間連結会計期間	1,332,997	9,294	1,323,702	13,646	86	13,560	2.04
	当中間連結会計期間	1,376,871	9,665	1,367,206	15,706	91	15,615	2.27
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	1,218	—	1,218	0	—	0	0.10
	当中間連結会計期間	1,139	—	1,139	0	—	0	0.09
うち有価証券	前中間連結会計期間	472,525	754	471,771	3,359	1	3,358	1.41
	当中間連結会計期間	468,320	754	467,565	3,714	1	3,713	1.58
うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間	52,122	—	52,122	44	—	44	0.17
	当中間連結会計期間	73,133	—	73,133	359	—	359	0.97
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	—	—	—	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—	—	—	—
うち債券貸借取引支払保証金	前中間連結会計期間	—	—	—	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—	—	—	—
うち預け金	前中間連結会計期間	18,295	5,810	12,484	140	0	139	2.22
	当中間連結会計期間	19,716	6,296	13,420	137	10	126	1.88
資金調達勘定	前中間連結会計期間	1,892,044	48,571	1,843,472	1,115	103	1,011	0.10
	当中間連結会計期間	1,940,555	44,236	1,896,318	2,978	150	2,827	0.29
うち預金	前中間連結会計期間	1,819,588	5,827	1,813,761	655	0	654	0.07
	当中間連結会計期間	1,868,922	6,312	1,862,609	2,375	10	2,364	0.25
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	8,431	—	8,431	1	—	1	0.02
	当中間連結会計期間	11,860	—	11,860	24	—	24	0.41
うちコールマネー及び売渡手形	前中間連結会計期間	1,890	—	1,890	4	—	4	0.44
	当中間連結会計期間	1,563	—	1,563	9	—	9	1.20
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	—	—	—	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—	—	—	—
うち債券貸借取引受入担保金	前中間連結会計期間	—	—	—	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	572	—	572	1	—	1	0.54
うちコマースヤル・ペーパー	前中間連結会計期間	—	—	—	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—	—	—	—
うち借入金	前中間連結会計期間	28,641	9,294	19,347	399	68	331	3.41
	当中間連結会計期間	29,333	9,665	19,668	368	73	295	2.99

(注) 1. 相殺消去については、当行と連結子会社及び連結子会社間の内部取引を相殺消去しております。また資金運用勘定及び資金調達勘定の相殺消去額には、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息を含めております。

2. 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高を控除して表示しております。

(3) 国内業務部門・国際業務部門別役務取引の状況

当中間連結会計期間の役務取引等収益は、為替業務及び保証業務を中心として、国内業務部門で52億円、国際業務部門で0.5億円となり、内部取引による相殺消去後の合計で48億円となりました。

一方、役務取引等費用は、国内業務部門で16億円、国際業務部門で0.8億円となり、内部取引による相殺消去後の合計で12億円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額 (△)	合計
		金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
役務取引等収益	前中間連結会計期間	4,970	55	512	4,512
	当中間連結会計期間	5,295	54	528	4,821
うち預金・貸出業務	前中間連結会計期間	574	—	1	573
	当中間連結会計期間	554	—	1	553
うち為替業務	前中間連結会計期間	988	51	1	1,037
	当中間連結会計期間	961	49	1	1,010
うち証券関連業務	前中間連結会計期間	122	—	—	122
	当中間連結会計期間	144	—	—	144
うち代理業務	前中間連結会計期間	232	0	—	233
	当中間連結会計期間	293	0	—	294
うち保護預り・貸金庫業務	前中間連結会計期間	121	—	0	121
	当中間連結会計期間	122	—	0	122
うち保証業務	前中間連結会計期間	731	3	479	255
	当中間連結会計期間	756	3	495	264
役務取引等費用	前中間連結会計期間	1,583	74	505	1,151
	当中間連結会計期間	1,663	85	496	1,252
うち為替業務	前中間連結会計期間	193	11	1	203
	当中間連結会計期間	191	10	1	201

(注) 1. 国内業務部門は当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引等は国際業務部門に含めております。

2. 相殺消去については、当行と連結子会社及び連結子会社間の内部取引を相殺消去しております。

(4) 国内業務部門・国際業務部門別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高（末残）

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額（△）	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
預金合計	前中間連結会計期間	1,846,312	3,689	5,879	1,844,122
	当中間連結会計期間	1,914,736	3,381	6,784	1,911,334
うち流動性預金	前中間連結会計期間	961,882	—	5,819	956,063
	当中間連結会計期間	952,523	—	1,884	950,639
うち定期性預金	前中間連結会計期間	877,790	—	60	877,730
	当中間連結会計期間	928,264	—	4,900	923,364
うちその他	前中間連結会計期間	6,640	3,689	—	10,329
	当中間連結会計期間	33,948	3,381	—	37,330
譲渡性預金	前中間連結会計期間	5,000	—	—	5,000
	当中間連結会計期間	6,000	—	—	6,000
総合計	前中間連結会計期間	1,851,312	3,689	5,879	1,849,122
	当中間連結会計期間	1,920,736	3,381	6,784	1,917,334

(注) 1. 国内業務部門は当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引等は国際業務部門に含めております。

2. 預金の区分は次のとおりであります。

流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

定期性預金＝定期預金＋定期積金

3. 相殺消去については、当行と連結子会社の内部取引を相殺消去しております。

[次へ](#)

(5) 国内業務部門・国際業務部門別貸出金残高の状況

① 業種別貸出状況（残高・構成比）

業種別	平成18年9月30日		平成19年9月30日	
	貸出金残高 (百万円)	構成比 (%)	貸出金残高 (百万円)	構成比 (%)
国内（除く特別国際金融取引勘定分）	1,371,234	100.00	1,406,128	100.00
製造業	108,269	7.89	122,167	8.69
農業	13,836	1.01	5,060	0.36
林業	12	0.00	8	0.00
漁業	558	0.04	214	0.02
鉱業	393	0.03	3,022	0.21
建設業	92,229	6.73	79,258	5.64
電気・ガス・熱供給・水道業	12,440	0.91	7,666	0.55
情報通信業	5,084	0.37	4,152	0.30
運輸業	31,306	2.28	32,543	2.31
卸売・小売業	191,671	13.98	176,359	12.54
金融・保険業	73,093	5.33	63,331	4.50
不動産業	213,333	15.56	291,398	20.72
各種サービス業	198,975	14.51	188,774	13.42
地方公共団体	25,394	1.85	19,487	1.39
その他	404,632	29.51	412,681	29.35
特別国際金融取引勘定分	—	—	—	—
政府等	—	—	—	—
金融機関	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	1,371,234	—	1,406,128	—

(注) 1. 「国内」とは当行及び連結子会社であります。

2. 当行と連結子会社との間の内部取引は相殺消去しております。

3. 平成19年3月末において、業種区分の精緻化を図るため、業種の見直しを実施しております。なお、業種見直し実施前の業種別貸出金は以下のとおりであります。

業種別	平成18年9月30日		平成19年9月30日	
	貸出金残高 (百万円)	構成比 (%)	貸出金残高 (百万円)	構成比 (%)
国内（除く特別国際金融取引勘定分）	—	—	1,406,128	100.00
製造業	—	—	118,652	8.44
農業	—	—	13,183	0.94
林業	—	—	10	0.00

業種別	平成18年9月30日		平成19年9月30日	
	貸出金残高 (百万円)	構成比 (%)	貸出金残高 (百万円)	構成比 (%)
漁業	—	—	524	0.04
鉱業	—	—	336	0.02
建設業	—	—	93,030	6.62
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	10,786	0.77
情報通信業	—	—	4,842	0.34
運輸業	—	—	32,657	2.32
卸売・小売業	—	—	195,340	13.89
金融・保険業	—	—	75,084	5.34
不動産業	—	—	211,094	15.01
各種サービス業	—	—	204,028	14.51
地方公共団体	—	—	19,487	1.39
その他	—	—	427,068	30.37
特別国際金融取引勘定分	—	—	—	—
政府等	—	—	—	—
金融機関	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	—	—	1,406,128	—

② 外国政府等向け債権残高（国別）
該当ありません。

(6) 国内業務部門・国際業務部門別有価証券の状況

○ 有価証券残高（未残）

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額（△）	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
国債	前中間連結会計期間	176,316	—	—	176,316
	当中間連結会計期間	175,590	—	—	175,590
地方債	前中間連結会計期間	22,275	—	—	22,275
	当中間連結会計期間	27,767	—	—	27,767
短期社債	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
社債	前中間連結会計期間	134,878	—	—	134,878
	当中間連結会計期間	147,501	—	—	147,501
株式	前中間連結会計期間	39,732	—	754	38,977
	当中間連結会計期間	34,039	—	754	33,285
その他の証券	前中間連結会計期間	59,226	32,891	—	92,118
	当中間連結会計期間	53,807	26,977	—	80,784
合計	前中間連結会計期間	432,429	32,891	754	464,567
	当中間連結会計期間	438,706	26,977	754	464,929

(注) 1. 国内業務部門は当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行の外貨建取引であります。

2. 「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。

3. 相殺消去については、当行と連結子会社及び連結子会社間の内部取引を相殺消去しております。

[次へ](#)

(単体情報)

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1. 損益の概要 (単体)

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
業務粗利益	19,016	19,885	869
経費 (除く臨時処理分)	11,952	12,144	192
人件費	5,020	5,087	67
物件費	6,184	6,303	119
税金	748	753	5
業務純益 (一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	7,063	7,741	678
のれん償却額	—	—	—
業務純益 (一般貸倒引当金繰入前)	7,063	7,741	678
一般貸倒引当金繰入額	△382	451	833
業務純益	7,445	7,290	△155
うち債券関係損益	△8	△463	△455
臨時損益	△3,012	△1,984	1,028
株式関係損益	△76	467	543
不良債権処理損失	2,803	2,259	△544
貸出金償却	2,343	1,911	△432
個別貸倒引当金繰入額	460	347	△113
その他の債権売却損等	0	—	△0
その他臨時損益	△132	△192	△60
経常利益	4,433	5,305	872
特別損益	1,026	387	△639
うち固定資産処分損益	△122	△12	110
税引前中間純利益	5,460	5,693	233
法人税、住民税及び事業税	33	27	△6
法人税等調整額	616	587	△29
中間純利益	4,810	5,078	268

(注) 1. 業務粗利益＝資金運用収支＋役員取引等収支＋その他業務収支

2. 業務純益＝業務粗利益－経費 (除く臨時処理分) －一般貸倒引当金繰入額

3. 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。

4. 債券関係損益＝国債等債券売却益＋国債等債券償還益－国債等債券売却損－国債等債券償還損－国債等債券償却

5. 株式関係損益＝株式等売却益－株式等売却損－株式等償却

2. 利鞘（国内業務部門）（単体）

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減 (%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回 ①	1.75	2.00	0.25
（イ）貸出金利回	2.03	2.27	0.24
（ロ）有価証券利回	1.24	1.53	0.29
(2) 資金調達原価 ②	1.35	1.52	0.17
（イ）預金等利回	0.06	0.25	0.19
（ロ）外部負債利回	2.75	2.88	0.13
(3) 総資金利鞘 ①-②	0.40	0.48	0.08

(注) 1. 「国内業務部門」とは円建諸取引であります。

2. 「外部負債」=コールマネー+売渡手形+借入金

3. ROE（単体）

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減 (%) (B) - (A)
業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	12.86	13.10	0.24
業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前)	12.86	13.10	0.24
業務純益ベース	13.55	12.34	△1.21
中間純利益ベース	8.76	8.59	△0.17

4. 預金・貸出金の状況（単体）

(1) 預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
預金（未残）	1,850,002	1,918,118	68,116
預金（平残）	1,819,588	1,868,922	49,334
貸出金（未残）	1,375,265	1,411,229	35,964
貸出金（平残）	1,327,832	1,371,788	43,956

(2) 個人・法人別預金残高（国内）

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
個人	1,433,054	1,523,522	90,468
法人	416,947	394,595	△22,352
合計	1,850,002	1,918,118	68,116

(注) 譲渡性預金を除いております。

(3) 消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	425,457	441,489	16,032
住宅ローン残高	407,026	424,555	17,529
その他ローン残高	18,430	16,933	△1,497

(4) 中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)	
中小企業等貸出金残高	①	百万円	1,157,144	1,190,285	33,141
総貸出金残高	②	百万円	1,375,265	1,411,229	35,964
中小企業等貸出金比率	①/②	%	84.13	84.34	0.21
中小企業等貸出先件数	③	件	72,252	73,495	1,243
総貸出先件数	④	件	72,460	73,713	1,253
中小企業等貸出先件数比率	③/④	%	99.71	99.70	△0.01

(注) 1. 中小企業等とは、資本金3億円（ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円）以下の会社又は常用する従業員が300人（ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人）以下の会社及び個人であります。

2. 平成19年3月末において、業種区分の精緻化を図るため、業種の見直しを実施しており、業種の変更に伴い中小企業等貸出先が変更になっております。なお、業種見直し実施前の中小企業等貸出金は以下のとおりであります。

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)	
中小企業等貸出金残高	①	百万円	1,157,144	1,188,420	31,276
総貸出金残高	②	百万円	1,375,265	1,411,229	35,964
中小企業等貸出金比率	①/②	%	84.13	84.21	0.08
中小企業等貸出先件数	③	件	72,252	73,493	1,241
総貸出先件数	④	件	72,460	73,713	1,253
中小企業等貸出先件数比率	③/④	%	99.71	99.70	△0.01

5. 債務の保証（支払承諾）の状況（単体）

○ 支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数（件）	金額（百万円）	口数（件）	金額（百万円）
手形引受	—	—	—	—
信用状	62	662	64	479
保証	778	48,256	556	31,587
計	840	48,918	620	32,067

（注）有価証券の私募による社債に対する保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第38号平成19年4月17日）により改正されたことに伴い、相殺しております。前中間会計期間において上記相殺を行った場合は、前中間会計期間の「保証」は、196件、13,560百万円減少します。

[次へ](#)

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、平成19年3月31日から、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。なお、平成18年9月30日は銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件（平成5年大蔵省告示第55号。以下、「旧告示」という）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率（国内基準）

項目		平成18年9月30日	平成19年9月30日
		金額（百万円）	金額（百万円）
基本的項目 (Tier 1)	資本金	57,941	57,941
	うち非累積的永久優先株	32,517	32,517
	新株式申込証拠金	—	—
	資本剰余金	32,792	32,792
	利益剰余金	21,436	29,814
	自己株式（△）	26	38
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額（△）	—	—
	その他有価証券の評価差損（△）	—	—
	為替換算調整勘定	—	—
	新株予約権	—	—
	連結子法人等の少数株主持分	662	683
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—
	営業権相当額（△）	—	—
	のれん相当額（△）	—	—
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額（△）	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額（△）	—	1,805
計 (A)	112,807	119,390	
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券（注1）	—	—	
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	—	—
	一般貸倒引当金	6,857	5,954
	負債性資本調達手段等	5,460	3,000
	うち永久劣後債務（注2）	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株（注3）	5,460	3,000
	計	12,317	8,954
	うち自己資本への算入額 (B)	12,317	8,954

項目		平成18年9月30日	平成19年9月30日
		金額（百万円）	金額（百万円）
控除項目	控除項目（注4）（C）	—	76
自己資本額	（A）＋（B）－（C）（D）	125,125	128,268
リスク・アセット等	資産（オン・バランス）項目	1,207,478	1,178,904
	オフ・バランス取引等項目	55,790	45,673
	信用リスク・アセットの額（E）	—	1,224,578
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額（（G）／8％）（F）	—	76,308
	（参考）オペレーショナル・リスク相当額（G）	—	6,104
	計（E）＋（F）（注5）（H）	1,263,268	1,300,887
連結自己資本比率（国内基準）＝D／H×100（％）		9.90	9.86
（参考）Tier1比率＝A／H×100（％）		—	9.17

- (注) 1. 告示第28条第2項（旧告示第23条第2項）に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。）であります。
2. 告示第29条第1項第3号（旧告示第24条第1項第3号）に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
3. 告示第29条第1項第4号及び第5号（旧告示第24条第1項第4号及び第5号）に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
4. 告示第31条第1項第1号から第6号（旧告示第25条第1項第1号）に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号（旧告示第25条第1項第2号）に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。
5. 平成18年9月30日の金額は、「資産（オン・バランス）項目」と「オフ・バランス取引等項目」を合算したものを記載しております。

[次へ](#)

単体自己資本比率（国内基準）

項目		平成18年9月30日	平成19年9月30日
		金額（百万円）	金額（百万円）
基本的項目 (Tier 1)	資本金	57,941	57,941
	うち非累積的永久優先株	32,517	32,517
	新株式申込証拠金	—	—
	資本準備金	32,792	32,792
	その他資本剰余金	—	—
	利益準備金	1,588	1,871
	その他利益剰余金	18,250	25,991
	その他	—	—
	自己株式（△）	26	38
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額（△）	—	—
	その他有価証券の評価差損（△）	—	—
	新株予約権	—	—
	営業権相当額（△）	—	—
	のれん相当額（△）	—	—
	企業結合により計上される無形固定資産相当額（△）	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額（△）	—	1,805
	計 (A)	110,546	116,755
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券（注1）	—	—	
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	—	—
	一般貸倒引当金	6,669	5,547
	負債性資本調達手段等	5,460	3,000
	うち永久劣後債務（注2）	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株（注3）	5,460	3,000
	計	12,129	8,547
	うち自己資本への算入額 (B)	12,129	8,547
控除項目	控除項目（注4） (C)	—	76
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	122,676	125,227

項目		平成18年9月30日	平成19年9月30日
		金額（百万円）	金額（百万円）
リスク・ アセット等	資産（オン・バランス）項目	1,196,374	1,165,489
	オフ・バランス取引等項目	55,784	45,673
	信用リスク・アセットの額 (E)	—	1,211,163
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 （(G) / 8%） (F)	—	72,955
	（参考）オペレーショナル・リスク相当額 (G)	—	5,836
	計 (E) + (F)（注5） (H)	1,252,158	1,284,118
単体自己資本比率（国内基準）= D / H × 100（%）		9.79	9.75
（参考）Tier 1 比率 = A / H × 100（%）		—	9.09

（注） 1. 告示第40条第2項（旧告示第30条第2項）に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。）であります。

2. 告示第41条第1項第3号（旧告示第31条第1項第3号）に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
- (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
- (4) 利払い義務の延期が認められるものであること

3. 告示第41条第1項第4号及び第5号（旧告示第31条第1項第4号及び第5号）に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

4. 告示第43条第1項第1号から第5号（旧告示第32条第1項）に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

5. 平成18年9月30日の金額は、「資産（オン・バランス）項目」と「オフ・バランス取引等項目」を合算したものを記載しております。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成18年9月30日	平成19年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	135	119
危険債権	279	327
要管理債権	232	164
正常債権	13,629	14,016

2【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

3【対処すべき課題】

当行の経営の基本方針は、主要施策の確実な実行を通じて、企業理念である「地域とともに・お客さまのために・親切の心で」を徹底して実践することで、地域金融機関として地域のお客さまのお役に立ち、信頼され支持される銀行となることであります。

当行は、平成19年度を「新ちば興銀を創造・スタートする年＝飛躍期」と位置付けており、今後中期的に取り組む3つの課題として「さらなる成長への挑戦・・・収益力強化」「強固な経営基盤の構築」「地域経済・地域社会の発展への貢献」を掲げ、成長と変革へのチャレンジをスタートさせております。平成19年度下半期につきましても、引続き経営体質・財務体質の強化を図り、当行のビジョンである「少数精鋭・高収益で地域に信頼されるコアバンク」を実現し、市場や地域社会からの信頼・期待に応えてまいります。

4【経営上の重要な契約等】

該当ありません。

5【研究開発活動】

該当ありません。

第3【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間中に完成した新築、増改築等は次のとおりであります。

銀行業務

	会社名	店舗名 その他	所在地	設備の内容	敷地面積 (㎡)	建物延面積 (㎡)	完了年月
当行	—	おおたかの森支店	千葉県 流山市	店舗 (新設)	—	315	平成19年7月

2【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	138,750,000
第一種優先株式	1,250,000
第二種優先株式	5,000,000
第三種優先株式	35,000,000
計	180,000,000

②【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数(株) (平成19年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成19年12月17日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	50,722,045	同 左	東京証券取引所 (市場第一部)	(注) 1
第一回第一種優先株式	1,250,000	同 左	—	(注) 2
第二回第二種優先株式	5,000,000	同 左	—	(注) 3
第三回第三種優先株式	17,150,000	同 左	—	(注) 4
計	74,122,045	同 左	—	—

(注) 1. 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式であります。

(注) 2. 提出日現在第一回第一種優先株式の普通株式への転換はありません。

第一回第一種優先株式の内容は次のとおりであります。

1. 優先配当金

(1) 優先配当金

毎年3月31日現在の優先株式の株主（以下「優先株主」という。）に対し、普通株式に先立ち優先株式1株につき100円の優先配当金を支払う。ただし、当該3月31日に終了する営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。また、平成11年9月30日を基準日とする優先中間配当金については支払わず、平成12年3月31日を基準日とする優先配当金については、1株につき53円82銭を支払う。

(2) 非累積条項

ある営業年度において、優先株主に対して、優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

(3) 非参加条項

優先株主に対しては、優先配当金を超えて配当は行わない。

(4) 優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち優先株式1株につき50円の優先中間配当を支払う。

2. 残余財産の分配

当行は、残余財産を分配するときは、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき4,000円を支払う。優先株主に対しては、前記の4,000円のほか、残余財産の分配は行わない。

3. 優先株式の消却

当行はいつでも優先株式を買い入れ、これを株主に配当すべき利益をもって当該買入価額により消却することができる。

4. 議決権

優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、株主総会において議決権を有しない。

5. 株式の併合または分割、新株引受権等

当銀行は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、優先株式については株式の併合または分割を行わない。また優先株主には新株の引受権または転換社債もしくは新株引受権付社債の引受権を与えない。

6. 普通株式への転換

(1) 転換を請求し得べき期間

平成12年9月18日から平成22年9月16日までとする。ただし、当行株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための一定の日（以下「基準日」という。）を定めたときは、その翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

(2) 転換の条件

優先株式は下記の転換の条件で、当行の額面普通株式（以下「普通株式」という。）に転換することができる。

① 当初転換価額

当初転換価額は、平成12年9月18日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所の当行の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数は除く。）とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。ただし、当初転換価額の下限は1,000円とする。

② 転換価額の修正

転換価額は、平成13年9月18日から平成21年9月18日までの毎年9月18日（以下、それぞれ「転換価額修正日」という。）における時価が当該転換価額修正日に有効な転換価額を下回る場合には、転換価額は、当該転換価額修正日以降時価に修正されるものとする。

ただし、当該時価が1,000円を下回るときは、1,000円を修正転換価額とする。

この場合に使用する時価は、当該転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数は除く。）とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

③ 転換価額の調整

転換価額（下限転換価額を含む。）は、当行が優先株式を発行後、時価を下回る払込金額での新たな普通株式の発行、株式分割その他一定の場合には、次の計算により調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{1 \text{株当り時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

ただし、上記の算式により計算される転換価額が普通株式の額面金額の2倍の額を下回る場合には、普通株式の額面金額の2倍の額をもって調整後転換価額とする。

④ 転換により発行すべき普通株式数

優先株式の転換により発行すべき普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{優先株主が転換請求のために提出した優先株式の発行価額総額}}{\text{転換価額}}$$

転換により発行すべき株式数の算出に当たって1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

7. 一斉転換

転換を請求し得べき期間中に転換請求のなかった優先株式は、同期間の末日の翌日（以下一斉転換日という。）をもって、優先株式1株の払込金相当額をそのときの普通株式の時価で除して得られる数の普通株式となる。この場合に使用する時価は、一斉転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

ただし、当該時価が普通株式の額面金額または1,000円のいずれか高い金額を下回るときは、優先株式1株の払込金相当額を当該いずれか高い金額で除して得られる数の普通株式となる。

上記の普通株式数の算出に当って1株に満たない端数が生じたときは、商法に定める株式併合の場合に準じてこれを取扱う。

8. 期中転換または一斉転換があった場合の取扱

優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の株主配当金または中間配当金は、転換の請求または一斉転換が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。

9. 転換により発生する単位未満株式の買取

優先株式の転換により単位未満株式が発生する場合、当行は、商法に定める単位未満株式の買取請求がなされたものとしてこれを買取る。

(注) 3. 第二回第二種優先株式の内容は次のとおりであります。

1. 優先配当金

(1) 優先配当金の額

毎年3月31日現在の本優先株式の株主（以下「本優先株主」という。）に対し、普通株式に先立ち本優先株式1株につき104円の優先配当金を支払う。ただし、平成12年8月15日から平成13年3月31日までの229日間に対する優先配当金については、本優先株式1株につき65円25銭を支払う。

(2) 非累積条項

ある営業年度において、本優先株主に対して、優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

(3) 非参加条項

本優先株主に対しては、優先配当金を超えて配当は行わない。

(4) 優先中間配当金の額

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の本優先株主に対し、普通株主に先立ち本優先株式1株につき52円の優先中間配当金を支払う。ただし、平成12年度においては中間配当は行わず、優先配当金のみの支払とする。

2. 残余財産の分配

当行は、残余財産を分配するときは、本優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき4,000円を支払う。本優先株主に対しては、前記の4,000円のほか、残余財産の分配は行わない。

3. 優先株式の消却

(1) 当行はいつでも本優先株式を買い入れ、これを株主に配当すべき利益をもって当該買入価額により消却することができる。

(2) 当行は、平成19年3月31日以降いつでも、本優先株式1株につき4,000円で本優先株式の全部または一部を償還することができる。一部償還の場合は、抽選その他の方法により行う。

4. 議決権

本優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、株主総会において議決権を有しない。

5. 株式の併合または分割、新株引受権等

当行は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、本優先株式については株式の併合または分割を行わない。また本優先株主には新株の引受権または転換社債もしくは新株引受権付社債の引受権を与えない。

6. 普通株式への転換

本優先株主は、普通株式への転換請求権を有しない。また、普通株式への一斉転換も行われぬ。

(注) 4. 提出日現在第三回第三種優先株式の普通株式への転換はありません。

第三回第三種優先株式の内容は次のとおりであります。

1. 優先配当金

(1) 優先配当金の額

毎年3月31日現在の本優先株式の株主（以下「本優先株主」という。）に対し、普通株主に先立ち本優先株式1株につき45円15銭の優先配当金を支払う。ただし、平成12年9月30日から平成13年3月31日までの183日間に対する優先配当金については、本優先株式1株につき22円64銭を支払う。

(2) 非累積条項

ある営業年度において、本優先株主に対して、優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

(3) 非参加条項

本優先株主に対しては、優先配当金を超えて配当は行わない。

(4) 優先中間配当金の額

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の本優先株主に対し、普通株主に先立ち本優先株式1株につき22円57銭の優先中間配当金を支払う。ただし、平成12年度においては、中間配当は行わず、優先配当金のみの支払とする。

2. 残余財産の分配

当行は、残余財産を分配するときは、本優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき3,500円を支払う。本優先株主に対しては、前記の3,500円のほか、残余財産の分配は行わない。

3. 優先順位

本優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、当行の発行する各種の優先株式と同順位とする。

4. 本優先株式の消却

当行はいつでも本優先株式を買い入れ、これを株主に配当すべき利益をもって当該買入価額により消却することができる。

5. 議決権

本優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、株主総会において議決権を有しない。

6. 株式の併合または分割、新株引受権等

当行は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、本優先株式については株式の併合または分割を行わない。また本優先株主には新株の引受権または転換社債もしくは新株引受権付社債の引受権を与えない。

7. 普通株式への転換

(1) 転換を請求し得べき期間

平成14年9月30日から平成26年3月30日までとする。

ただし、当行株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための一定の日（以下「基準日」という。）を定めたときは、その翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

(2) 転換の条件

本優先株式は下記の転換の条件で、当行の額面普通株式（以下「普通株式」という。）に転換することができる。

イ. 当初転換価額

当初転換価額は、平成14年9月30日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数は除く。）とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。ただし、当初転換価額の下限は1,014円（以下「下限転換価額」という。）とする。

なお、上記45取引日の間に下記ハ. に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、上記の時価はハ. に準じて調整される。

ロ. 転換価額の修正

転換価額は、平成15年9月30日から平成25年9月30日までの毎年9月30日（以下それぞれ「転換価額修正日」という。）における当該転換価額修正日現在における時価に修正される。ただし、当該時価が下限転換価額を下回る場合は、修正後転換価額は下限転換価額とする。

この場合に使用する時価は、当該転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数は除く。）とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

なお、上記45取引日の間に下記ハ. に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、上記の時価はハ. に準じて調整される。

ハ. 転換価額の調整

(イ) 本優先株式発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、転換価額（下限転換価額を含む。）を次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）により調整する。ただし、転換価額調整式により計算される転換価額が普通株式の額面金額の2倍の額を下回る場合には、普通株式の額面金額の2倍の額をもって調整後転換価額とする。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

a. 転換価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合

調整後の転換価額は、払込日の翌日以降、または募集のための株主割当日がある場合はその翌日以降これを適用する。

b. 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後の転換価額は、株式の分割のための株主割当日がある場合はその翌日以降、また株式の分割のための株主割当日がない場合は商法第220条にて準用する商法第215条第1項に規定された一定の期間満了の日の翌日以降これを適用する。ただし、配当可能利益から資本に組入れられることを条件としてその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該配当可能利益の資本組入の決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための株主割当日とする場合には、調整後の転換価額は、当該配当可能利益の資本組入の決議をした株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

c. 転換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当行の普通株式に転換または新株引受権を行使できる証券を発行する場合

調整後の転換価額は、その証券の発行日に、または募集のための株主割当日がある場合はその日の終わりに、発行される証券の全額が転換またはすべての新株引受権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降またはその割当日の翌日以降これを適用する。

d. 普通株式に転換または新株引受権を行使できる証券であって、転換価額または新株引受権の行使価額が発行日に決定されておらず後日一定の日（以下「価額決定日」という。）の時価を基準として決定されるものとされている証券を発行した場合において、決定された転換価額または行使価額が転換価額調整式に使用する時価を下回る場合

調整後の転換価額は、当該価額決定日に残存する証券の全額が転換またはすべての新株引受権が行使されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

(ロ) 上記ハ. (イ) に掲げる場合のほか、合併、資本の減少または普通株式の併合等により転換価額（下限転換価額を含む。）の調整を必要とする場合には、当行取締役会が適当と判断する転換価額に変更される。

- (ハ) 転換価額調整式に使用する1株当たり時価は、調整後転換価額を適用する日（ただし、上記ハ. (イ) b. ただし書きの場合には株主割当日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数は除く。）とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、上記45取引日の間に、上記ハ. (イ) または(ロ) に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、調整後転換価額は、上記ハ. (イ) または(ロ) に準じて調整される。
- (ニ) 転換価額調整式に使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する前日において有効な転換価額とし、また、転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合はその株主割当日の、また株主割当日がない場合は次に定める日における当行の発行済普通株式数とする。
- a. 株式の分割を行う場合は、商法第220条にて準用する商法第215条第1項に規定された一定の期間満了の日
- b. その他の場合には、調整後転換価額を適用する日の1ヶ月前の日
- (ホ) 転換価額調整式に使用する1株当たりの払込金額とは、①上記ハ. (イ) a. の時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合には、当該払込金額（金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額）、②上記ハ. (イ) b. の株式分割により普通株式を発行する場合は0円、③上記ハ. (イ) c. の時価を下回る価額をもって普通株式に転換または新株引受権を行使できる証券を発行する場合には、当該転換価額または新株引受権の行使価額、④上記ハ. (イ) d. の決定された転換価額または行使価額が転換価額調整式の時価を下回る場合には、当該転換価額または新株引受権の行使価額をそれぞれいうものとする。
- (ヘ) 転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を算出する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

ニ. 転換により発行すべき普通株式数

本優先株式の転換により発行すべき普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{本優先株主が転換請求のために提出した本優先株式の発行価額総額}}{\text{転換価額}}$$

転換により発行すべき普通株式数の算出に当たって1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

ホ. 転換により発行する株式の内容

株式会社千葉興業銀行額面普通株式（現在1株の額面金額500円）

ヘ. 転換請求受付場所

みずほ信託銀行株式会社

ト. 転換の効力発生

転換の効力は、転換請求に要する書類及び本優先株式の株券が上記ヘ. に記載する転換請求受付場所に到達したときに発生する。ただし、本優先株式の株券が発行されていないときは、株券の提出を要しない。

チ. 普通株式への一斉転換

転換を請求し得べき期間中に転換請求のなかった本優先株式は、平成26年3月31日（以下「一斉転換日」という。）をもって、本優先株式1株の払込金相当額をそのときの普通株式の時価で除して得られる数の普通株式となる。この場合に使用する時価は、一斉転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

ただし、当該時価が普通株式の額面金額または下限転換価額のいずれか高い金額を下回るときは、本優先株式1株の払込金相当額を当該いずれか高い金額で除して得られる数の普通株式となる。

上記の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、商法に定める株式併合の場合に準じてこれを取扱う。

リ. 期中転換または一斉転換があった場合の取扱

本優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の利益配当金または中間配当金は、転換の請求または一斉転換が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。

ヌ. 転換により発生する単位未満株式の買取

本優先株式の転換により単位未満株式が発生する場合、当行は、商法に定める単位未満株式の買取請求がなされたものとしてこれを買取る。

※上記(注)2. から4. の文中の「額面普通株式」は「普通株式」、「普通株式の額面金額」は「500円」、「商法」は「旧商法」であります。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当ありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当ありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総数増減数 (千株)	発行済株式総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
平成19年4月1日～ 平成19年9月30日	—	74,122	—	57,941,893	—	32,792,980

(5) 【大株主の状況】

① 普通株式

平成19年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内1-3-3	4,791,956	9.44
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区内幸町1-1-5	4,791,954	9.44
株式会社損害保険ジャパン	東京都新宿区西新宿1-26-1	2,308,300	4.55
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2-1-1	2,158,200	4.25
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	1,941,500	3.82
坂本飼料株式会社	千葉県銚子市松岸町3-216-1	994,800	1.96
みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区八重洲1-2-1	926,800	1.82
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海1-8-11	854,900	1.68
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	755,000	1.48
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内1-2-1	692,151	1.36
計	—	20,215,561	39.85

② 第一回第一種優先株式

平成19年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内1-3-3	625,000	50.00
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区内幸町1-1-5	625,000	50.00
計	—	1,250,000	100.00

③ 第二回第二種優先株式

平成19年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内1-3-3	2,500,000	50.00
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区内幸町1-1-5	2,500,000	50.00
計	—	5,000,000	100.00

④ 第三回第三種優先株式

平成19年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
株式会社整理回収機構	東京都中野区本町2-46-1	17,150,000	100.00
計	—	17,150,000	100.00

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成19年9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	第一回第一種優先株式 1,250,000	—	前記「1 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」に記載しております。
	第二回第二種優先株式 5,000,000	—	
	第三回第三種優先株式 17,150,000	—	
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 30,700	—	権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式
完全議決権株式 (その他)	普通株式 50,520,300	505,203	同上
単元未満株式	普通株式 171,045	—	同上
発行済株式総数	74,122,045	—	—
総株主の議決権	—	505,203	—

(注) 上記の「完全議決権株式 (その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が19,300株含まれております。
また、「議決権の数」の欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数が193個含まれております。

② 【自己株式等】

平成19年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数 (株)	他人名義所有 株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
株式会社千葉興業銀行	千葉市美浜区幸町2-1-2	30,700	—	30,700	0.06
計	—	30,700	—	30,700	0.06

2【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成19年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高（円）	1,680	1,680	1,844	1,859	1,680	1,464
最低（円）	1,570	1,550	1,666	1,652	1,258	1,214

（注）最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3【役員の状況】

(1) 新任役員

該当ありません。

(2) 退任役員

該当ありません。

(3) 役職の異動

該当ありません。

第5【経理の状況】

1. 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

なお、前中間連結会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）は改正前の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間連結会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）は改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

2. 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

なお、前中間会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）は改正前の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）は改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

3. 前中間連結会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）の中間連結財務諸表及び前中間会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）の中間財務諸表は証券取引法第193条の2の規定に基づき、また、当中間連結会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）の中間連結財務諸表及び当中間会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）の中間財務諸表は金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本監査法人の監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度の 連結貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金預け金		49,512	2.37	51,809	2.42	55,446	2.62
コールローン及び買入手形		45,000	2.15	80,000	3.73	75,000	3.54
買入金銭債権		15,628	0.75	15,016	0.70	15,264	0.72
商品有価証券		1,219	0.06	1,189	0.06	1,157	0.05
有価証券	※7, 11	464,567	22.20	464,929	21.69	455,948	21.54
貸出金	※1, 2, 3, 4, 5, 6, 8	1,371,234	65.53	1,406,128	65.61	1,388,409	65.59
外国為替	※6	1,901	0.09	2,070	0.10	1,810	0.09
その他資産	※7	19,520	0.93	22,751	1.06	22,501	1.06
有形固定資産	※9	30,001	1.43	29,635	1.38	29,594	1.40
無形固定資産		2,720	0.13	2,840	0.13	2,811	0.13
繰延税金資産		24,925	1.19	25,308	1.18	22,570	1.07
支払承諾見返	※11	85,178	4.07	61,605	2.87	66,434	3.14
貸倒引当金		△18,953	△0.90	△19,997	△0.93	△20,040	△0.95
資産の部合計		2,092,456	100.00	2,143,286	100.00	2,116,908	100.00

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度の 連結貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
預金	※7	1,844,122	88.13	1,911,334	89.18	1,869,571	88.32
譲渡性預金		5,000	0.24	6,000	0.28	17,000	0.80
借入金	※10	20,446	0.98	20,322	0.95	19,012	0.90
外国為替		22	0.00	25	0.00	23	0.00
その他負債		15,884	0.76	14,965	0.70	14,309	0.68
退職給付引当金		4,251	0.20	4,304	0.20	4,290	0.20
役員退職慰労引当金		—	—	82	0.00	—	—
繰延税金負債		29	0.00	—	—	78	0.00
支払承諾	※11	85,178	4.07	61,605	2.87	66,434	3.14
負債の部合計		1,974,936	94.38	2,018,640	94.18	1,990,720	94.04
(純資産の部)							
資本金		57,941	2.77	57,941	2.70	57,941	2.74
資本剰余金		32,792	1.57	32,792	1.53	32,792	1.55
利益剰余金		21,436	1.02	29,814	1.39	25,932	1.22
自己株式		△26	△0.00	△38	△0.00	△32	△0.00
株主資本合計		112,145	5.36	120,511	5.62	116,634	5.51
その他有価証券評価差額金		4,533	0.22	3,292	0.16	8,581	0.40
繰延ヘッジ損益		0	0.00	△0	△0.00	0	0.00
評価・換算差額等合計		4,533	0.22	3,291	0.16	8,582	0.40
少数株主持分		841	0.04	843	0.04	971	0.05
純資産の部合計		117,519	5.62	124,646	5.82	126,188	5.96
負債及び純資産の部合計		2,092,456	100.00	2,143,286	100.00	2,116,908	100.00

②【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月 30日)		当中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月 30日)		前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月 31日)	
		金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)
経常収益		25,639	100.00	29,910	100.00	54,625	100.00
資金運用収益		17,297		19,993		36,273	
(うち貸出金利息)		(13,560)		(15,615)		(27,993)	
(うち有価証券利息配当 金)		(3,358)		(3,714)		(7,404)	
役務取引等収益		4,512		4,821		9,506	
その他業務収益		274		543		579	
その他経常収益		3,554		4,551		8,267	
経常費用		20,828	81.24	24,406	81.60	45,656	83.58
資金調達費用		1,011		2,827		2,833	
(うち預金利息)		(654)		(2,364)		(2,122)	
役務取引等費用		1,151		1,252		2,490	
その他業務費用		24		557		683	
営業経費		12,285		12,470		24,509	
その他経常費用	※1	6,354		7,298		15,139	
経常利益		4,810	18.76	5,503	18.40	8,969	16.42
特別利益	※2	1,179	4.60	455	1.52	2,510	4.60
特別損失		144	0.56	58	0.19	200	0.37
税金等調整前中間(当期)純 利益		5,845	22.80	5,901	19.73	11,279	20.65
法人税、住民税及び事業税		111	0.44	115	0.39	192	0.35
法人税等調整額		623	2.43	498	1.67	1,443	2.65
少数株主利益 (△は少数株主損失)		116	0.45	△15	△0.05	153	0.28
中間(当期)純利益		4,994	19.48	5,301	17.72	9,489	17.37

③【中間連結株主資本等変動計算書】

I 前中間連結会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高 (百万円)	57,941	32,792	17,861	△21	108,575
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当（注）			△1,419		△1,419
中間純利益			4,994		4,994
自己株式の取得				△4	△4
株主資本以外の項目の中間 連結会計期間中の変動額 (純額)					
中間連結会計期間中の変動額 合計（百万円）	—	—	3,574	△4	3,569
平成18年9月30日残高 (百万円)	57,941	32,792	21,436	△26	112,145

	評価・換算差額等			少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額 等合計		
平成18年3月31日残高 (百万円)	4,814	—	4,814	838	114,228
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当（注）					△1,419
中間純利益					4,994
自己株式の取得					△4
株主資本以外の項目の中間 連結会計期間中の変動額 (純額)	△281	0	△281	3	△278
中間連結会計期間中の変動額 合計（百万円）	△281	0	△281	3	3,291
平成18年9月30日残高 (百万円)	4,533	0	4,533	841	117,519

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

Ⅱ 当中間連結会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成19年3月31日残高 （百万円）	57,941	32,792	25,932	△32	116,634
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当（注）			△1,419		△1,419
中間純利益			5,301		5,301
自己株式の取得				△5	△5
株主資本以外の項目の中間 連結会計期間中の変動額 （純額）					
中間連結会計期間中の変動額 合計（百万円）	—	—	3,882	△5	3,876
平成19年9月30日残高 （百万円）	57,941	32,792	29,814	△38	120,511

	評価・換算差額等			少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額 等合計		
平成19年3月31日残高 （百万円）	8,581	0	8,582	971	126,188
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当（注）					△1,419
中間純利益					5,301
自己株式の取得					△5
株主資本以外の項目の中間 連結会計期間中の変動額 （純額）	△5,289	△0	△5,290	△128	△5,418
中間連結会計期間中の変動額 合計（百万円）	△5,289	△0	△5,290	△128	△1,541
平成19年9月30日残高 （百万円）	3,292	△0	3,291	843	124,646

（注）平成19年6月の定時株主総会における決議項目であります。

Ⅲ 前連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高 (百万円)	57,941	32,792	17,861	△21	108,575
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当（注）			△1,419		△1,419
当期純利益			9,489		9,489
自己株式の取得				△10	△10
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純 額）					
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	—	—	8,070	△10	8,059
平成19年3月31日残高 (百万円)	57,941	32,792	25,932	△32	116,634

	評価・換算差額等			少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額 等合計		
平成18年3月31日残高 (百万円)	4,814	—	4,814	838	114,228
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当（注）					△1,419
当期純利益					9,489
自己株式の取得					△10
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純 額）	3,767	0	3,767	133	3,900
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	3,767	0	3,767	133	11,960
平成19年3月31日残高 (百万円)	8,581	0	8,582	971	126,188

（注）平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度の連結 キャッシュ・フロー計 算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
I 営業活動によるキャッ シュ・フロー				
税金等調整前中間 (当 期) 純利益		5,845	5,901	11,279
減価償却費		2,844	2,964	5,760
減損損失		21	—	21
貸倒引当金の増加額		△980	△43	106
債権取立不能見込額の 直接減額		3,056	2,796	5,513
退職給付引当金の増加 額		9	14	48
役員退職慰労引当金の 増加額		—	82	—
資金運用収益		△17,297	△19,993	△36,273
資金調達費用		1,011	2,827	2,833
有価証券関係損益 (△)		84	△3	594
為替差損益 (△)		△131	△175	△147
固定資産処分損益 (△)		122	12	139
商品有価証券の純増 (△) 減		97	△31	159
貸出金の純増 (△) 減		△24,435	△20,516	△44,069
預金の純増減 (△)		△7,185	41,762	18,263
譲渡性預金の純増減 (△)		△8,000	△11,000	4,000
借入金 (劣後特約付借 入金を除く) の純増減 (△)		2,200	1,310	2,766
預け金 (日銀預け金を 除く) の純増 (△) 減		△130	△18	△547
コールローン等の純増 (△) 減		21,452	△4,751	△8,184
外国為替 (資産) の純 増 (△) 減		651	△260	742
外国為替 (負債) の純 増減 (△)		△39	2	△39

		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度の連結 キャッシュ・フロー計 算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
資金運用による収入		17,081	20,171	36,385
資金調達による支出		△787	△2,298	△2,038
その他		△3,030	950	△7,772
小計		△7,537	19,704	△10,455
法人税等の支払額		△115	△129	△174
営業活動によるキャッ シュ・フロー		△7,652	19,574	△10,629
II 投資活動によるキャッ シュ・フロー				
有価証券の取得による 支出		△106,752	△121,572	△162,333
有価証券の売却による 収入		28,892	29,924	84,209
有価証券の償還による 収入		79,412	72,770	92,776
有形固定資産の取得に よる支出		△2,548	△2,833	△5,479
有形固定資産の売却に よる収入		33	174	825
無形固定資産の取得に よる支出		△208	△471	△691
無形固定資産の売却に よる収入		21	26	26
投資活動によるキャッ シュ・フロー		△1,149	△21,980	9,333
III 財務活動によるキャッ シュ・フロー				
劣後特約付借入金の返 済による支出		—	—	△2,000
配当金支払額		△1,419	△1,419	△1,419
自己株式の取得による 支出		△4	△5	△10
財務活動によるキャッ シュ・フロー		△1,424	△1,425	△3,430

		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度の連結 キャッシュ・フロー計 算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
IV 現金及び現金同等物に 係る換算差額		131	175	147
V 現金及び現金同等物の 増加額		△10,095	△3,655	△4,578
VI 現金及び現金同等物の 期首残高		46,775	42,196	46,775
VII 現金及び現金同等物の 中間期末 (期末) 残高		36,680	38,541	42,196

[次へ](#)

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	連結子会社 5社 ちば興銀ビジネスサービス株式会社 千葉総合リース株式会社 千葉保証サービス株式会社 ちば興銀コンピュータソフト株式会社 ちば興銀ユーシーカード株式会社	連結子会社 5社 同 左	連結子会社 5社 連結子会社名は、「第1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため省略しました。
2. 持分法の適用に関する事項	該当ありません。	同 左	同 左
3. 連結子会社の（中間）決算日等に関する事項	連結子会社の中間決算日は親会社と同一であります。	同 左	連結子会社の決算日は親会社と同一であります。
4. 会計処理基準に関する事項	(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。	(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 同 左	(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 同 左
	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 （会計方針の変更） その他有価証券に区分される物価連動国債については、「その他の複合金融商品（払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品）に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第12号平成18年3月30日）が公表されたことに伴い、当中間連結会計期間から同適用指針を適用し、前連結会計年度末の連結貸借対照表価額を取得	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては、連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 （会計方針の変更） その他有価証券に区分される物価連動国債については、「その他の複合金融商品（払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品）に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第12号平成18年3月30日）が公表されたことに伴い、当連結会計年度から同適用指針を適用し、前連結会計年度末の連結貸借対照表価額を取得原価

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>原価として償却原価法を適用し時価評価による評価差額(税効果額控除後)を純資産の部に計上しております。これにより、従来の方法に比べその他有価証券評価差額金は3百万円減少し、繰延税金負債は2百万円減少しており、税金等調整前中間純利益は6百万円増加しております。</p>		<p>として償却原価法を適用し時価評価による評価差額(税効果額控除後)を純資産の部に計上しております。これにより、従来の方法に比べその他有価証券評価差額金は8百万円減少し、繰延税金負債は5百万円減少しており、税金等調整前当期純利益は14百万円増加しております。</p>
	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。</p>	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同 左</p>	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同 左</p>
	<p>(4) 減価償却の方法 ① 有形固定資産 当行の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物: 17年~50年 動産: 3年~20年 連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。</p>	<p>(4) 減価償却の方法 ① 有形固定資産 当行の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物: 17年~50年 動産: 3年~20年 連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。 (会計方針の変更) 平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益及び税金等調整前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ35百万円減少しております。 (追加情報) 当中間連結会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した</p>	<p>(4) 減価償却の方法 ① 有形固定資産 当行の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物: 17年~50年 動産: 3年~20年 連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>② 無形固定資産</p> <p>無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。</p>	<p>連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、これによる中間連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p> <p>② 無形固定資産 同 左</p>	<p>② 無形固定資産 同 左</p>
	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準</p> <p>当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準</p> <p>当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準</p> <p>当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は106,651百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は68,764百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は69,139百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>
	<p>(6) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理</p> <p>数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年及び13年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理</p> <p>なお、会計基準変更時差異（4,863百万円）については、</p>	<p>(6) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>同 左</p>	<p>(6) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理</p> <p>数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年及び13年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理</p> <p>なお、会計基準変更時差異（4,863百万円）については、15年による按分額を費用処理しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	15年による按分額を費用処理することとし、当中間連結会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。		
	—————	<p>(7) 役員退職慰労引当金の計上基準</p> <p>役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を役員退職慰労引当金として計上しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>従来、役員退職慰労金は、支出時に費用処理をしておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が平成19年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることに伴い、当中間連結会計期間から同報告を適用しております。これにより、従来の方法に比べ、営業経費は10百万円、特別損失は45百万円それぞれ増加し、経常利益は10百万円、税金等調整前中間純利益は56百万円それぞれ減少しております。</p>	—————
	(8) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。	(8) 外貨建資産・負債の換算基準 同 左	(8) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
	(9) リース取引の処理方法 当行及び連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	(9) リース取引の処理方法 同 左	(9) リース取引の処理方法 同 左

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(10) 重要なヘッジ会計の方法 (イ) 金利リスク・ヘッジ 「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」 (日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施しておりました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間に応じ平成15年度から4年間にわたって、資金調達費用として期間配分しております。</p> <p>なお、当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失の残高はありません。</p> <p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ 当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」 (日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p>	<p>(10) 重要なヘッジ会計の方法 —————</p> <p>為替変動リスク・ヘッジ 同 左</p>	<p>(10) 重要なヘッジ会計の方法 (イ) 金利リスク・ヘッジ 「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」 (日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施しておりました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間に応じ平成15年度から4年間にわたって、資金調達費用として期間配分しております。</p> <p>なお、当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失の残高はありません。</p> <p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ 同 左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	(11) 消費税等の会計処理 当行及び連結子会社の消費 税及び地方消費税の会計処理 は、一部の連結子会社を除き 税抜方式によっております。	(11) 消費税等の会計処理 同 左	(11) 消費税等の会計処理 同 左
5. (中間) 連結キャッシ ュ・フロー計算書における 資金の範囲	中間連結キャッシュ・フロー計 算書における資金の範囲は、中間 連結貸借対照表上の「現金預け 金」のうち現金及び日本銀行への 預け金であります。	同 左	連結キャッシュ・フロー計算書 における資金の範囲は、連結貸借 対照表上の「現金預け金」のうち 現金及び日本銀行への預け金であ ります。

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当中間連結会計期間から適用しております。</p> <p>当中間連結会計期間末における従来の「資本の部」に相当する金額は116,678百万円であります。</p> <p>なお、当中間連結会計期間における中間連結貸借対照表の純資産の部については、中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p>	<p>—————</p> <p>(金融商品に関する会計基準)</p> <p>「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する連結会計年度及び当中間連結会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当連結会計年度から適用しております。</p> <p>当連結会計年度末における従来の「資本の部」に相当する金額は125,216百万円であります。</p> <p>なお、当連結会計年度における連結貸借対照表の純資産の部については、連結財務諸表規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の連結財務諸表規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p>

表示方法の変更

<p>前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>
<p>「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無 尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平 成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する 連結会計年度から適用されることになったこと等に伴い、当中間連 結会計期間から以下のとおり表示を変更しております。</p> <p>(中間連結貸借対照表関係)</p> <p>(1) 純額で繰延ヘッジ利益として「その他負債」に含めて計上して いたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のう え、評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示して おります。</p> <p>(2) 負債の部の次に表示していた「少数株主持分」は、純資産の部 に表示しております。</p> <p>(3) 「動産不動産」は、「有形固定資産」「無形固定資産」又は 「その他資産」に区分して表示しております。</p> <p>(4) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形 固定資産」に含めて表示しております。</p> <p>(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)</p> <p>「動産不動産処分損益(△)」は、中間連結貸借対照表の「動産 不動産」が「有形固定資産」、「無形固定資産」等に区分されたこ とに伴い、「固定資産処分損益(△)」等として表示しておりま す。</p> <p>また、「動産不動産の取得による支出」は「有形固定資産の取得 による支出」等として、「動産不動産の売却による収入」は、「有 形固定資産の売却による収入」等として表示しております。</p>	<p>—————</p>

[次へ](#)

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
<p>※1. 貸出金のうち、破綻先債権額は3,580百万円、延滞債権額は40,228百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※2. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は544百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は22,706百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は67,059百万円であります。</p> <p>なお、上記1. から4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>※1. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,828百万円、延滞債権額は45,292百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※2. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は479百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は15,961百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は63,560百万円であります。</p> <p>なお、上記1. から4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>※1. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,417百万円、延滞債権額は44,681百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※2. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は202百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は17,171百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は63,472百万円であります。</p> <p>なお、上記1. から4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)																								
<p>※5. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表計上額は、5,001百万円であります。</p> <p>※6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、22,144百万円であります。</p> <p>※7. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="140 869 491 1003"> <tr> <td colspan="2">担保に供している資産</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>31,753百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">担保資産に対応する債務</td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td>249百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の担保として、有価証券60,775百万円及びその他資産51百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は9百万円及び保証金は2,650百万円であります。</p> <p>※8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、399,393百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが348,247百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の</p>	担保に供している資産		有価証券	31,753百万円	担保資産に対応する債務		預金	249百万円	<p>※5. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表計上額は、6,761百万円であります。</p> <p>※6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、23,243百万円であります。</p> <p>※7. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="564 869 916 1003"> <tr> <td colspan="2">担保に供している資産</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>31,737百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">担保資産に対応する債務</td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td>737百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の担保として、有価証券52,077百万円及びその他資産55百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は5百万円及び保証金は2,301百万円であります。</p> <p>※8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、393,068百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが348,391百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の</p>	担保に供している資産		有価証券	31,737百万円	担保資産に対応する債務		預金	737百万円	<p>※5. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は、8,488百万円であります。</p> <p>※6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、23,326百万円であります。</p> <p>※7. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="989 869 1340 1003"> <tr> <td colspan="2">担保に供している資産</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>31,744百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">担保資産に対応する債務</td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td>328百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の担保として、有価証券50,647百万円及びその他資産55百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は8百万円及び保証金は2,593百万円であります。</p> <p>※8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、388,295百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが345,900百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の</p>	担保に供している資産		有価証券	31,744百万円	担保資産に対応する債務		預金	328百万円
担保に供している資産																										
有価証券	31,753百万円																									
担保資産に対応する債務																										
預金	249百万円																									
担保に供している資産																										
有価証券	31,737百万円																									
担保資産に対応する債務																										
預金	737百万円																									
担保に供している資産																										
有価証券	31,744百万円																									
担保資産に対応する債務																										
預金	328百万円																									

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
<p>条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内及び社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※9. 有形固定資産の減価償却累計額 36,841百万円</p> <p>※10. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金14,300百万円が含まれております。</p>	<p>条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※9. 有形固定資産の減価償却累計額 38,929百万円</p> <p>※10. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金12,300百万円が含まれております。</p> <p>※11. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は15,405百万円であります。</p> <p>なお、当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第38号平成19年4月17日）により改正されたことに伴い、相殺しております。</p> <p>前中間連結会計期間において上記相殺を行った場合は、前中間連結会計期間末の支払承諾及び支払承諾見返はそれぞれ13,560百万円減少します。</p>	<p>条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内及び社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※9. 有形固定資産の減価償却累計額 38,696百万円</p> <p>※10. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金12,300百万円が含まれております。</p> <p>※11. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（証券取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は14,130百万円であります。</p> <p>なお、当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第38号平成19年4月17日）により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から相殺しております。</p> <p>これにより、従来の方法に比べ支払承諾及び支払承諾見返は、それぞれ13,950百万円減少しております。</p>

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>※1. その他経常費用には、貸出金償却2,345百万円及び貸倒引当金繰入額526百万円を含んでおります。</p> <p>※2. 特別利益は、償却債権取立益1,179百万円であります。</p>	<p>※1. その他経常費用には、貸出金償却1,911百万円、貸倒引当金繰入額1,537百万円及び株式等償却89百万円を含んでおります。</p>	<p>※1. その他の経常費用には、貸出金償却4,154百万円及び株式等償却250百万円を含んでおります。</p>

[次へ](#)

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

I 前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度 末株式数 (千株)	当中間連結会計 期間増加株式数 (千株)	当中間連結会計 期間減少株式数 (千株)	当中間連結会計 期間末株式数 (千株)	摘要
発行済株式					
普通株式	50,722	—	—	50,722	
第一回第一種優先株式	1,250	—	—	1,250	
第二回第二種優先株式	5,000	—	—	5,000	
第三回第三種優先株式	17,150	—	—	17,150	
合 計	74,122	—	—	74,122	
自己株式					
普通株式	21	2	—	24	(注)
合 計	21	2	—	24	

(注) 単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金 額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年6月29日 定時株主総会	第一回第一種 優先株式	125	100	平成18年3月31日	平成18年6月29日
	第二回第二種 優先株式	520	104	平成18年3月31日	平成18年6月29日
	第三回第三種 優先株式	774	45.15	平成18年3月31日	平成18年6月29日

II 当中間連結会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度 末株式数 (千株)	当中間連結会計 期間増加株式数 (千株)	当中間連結会計 期間減少株式数 (千株)	当中間連結会計 期間末株式数 (千株)	摘要
発行済株式					
普通株式	50,722	—	—	50,722	
第一回第一種優先株式	1,250	—	—	1,250	
第二回第二種優先株式	5,000	—	—	5,000	
第三回第三種優先株式	17,150	—	—	17,150	
合 計	74,122	—	—	74,122	
自己株式					
普通株式	27	3	—	30	(注)
合 計	27	3	—	30	

(注) 単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金 額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	第一回第一種 優先株式	125	100	平成19年3月31日	平成19年6月29日
	第二回第二種 優先株式	520	104	平成19年3月31日	平成19年6月29日
	第三回第三種 優先株式	774	45.15	平成19年3月31日	平成19年6月29日

Ⅲ 前連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度 末株式数 (千株)	当連結会計年度 増加株式数 (千株)	当連結会計年度 減少株式数 (千株)	当連結会計年度 末株式数 (千株)	摘要
発行済株式					
普通株式	50,722	—	—	50,722	
第一回第一種優先株式	1,250	—	—	1,250	
第二回第二種優先株式	5,000	—	—	5,000	
第三回第三種優先株式	17,150	—	—	17,150	
合 計	74,122	—	—	74,122	
自己株式					
普通株式	21	5	—	27	(注)
合 計	21	5	—	27	

(注) 単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金 額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年6月29日 定時株主総会	第一回第一種 優先株式	125	100	平成18年3月31日	平成18年6月29日
	第二回第二種 優先株式	520	104	平成18年3月31日	平成18年6月29日
	第三回第三種 優先株式	774	45.15	平成18年3月31日	平成18年6月29日

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの金 額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	第一回第一種 優先株式	125	利益剰余金	100	平成19年3月31日	平成19年6月29日
	第二回第二種 優先株式	520	利益剰余金	104	平成19年3月31日	平成19年6月29日
	第三回第三種 優先株式	774	利益剰余金	45.15	平成19年3月31日	平成19年6月29日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円)	現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円)	現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円)
平成18年9月30日現在	平成19年9月30日現在	平成19年3月31日現在
現金預け金勘定 49,512	現金預け金勘定 51,809	現金預け金勘定 55,446
定期預け金 △10,200	定期預け金 △10,600	定期預け金 △10,600
その他預け金 △2,631	その他預け金 △2,667	その他預け金 △2,649
現金及び現金同等物 <u>36,680</u>	現金及び現金同等物 <u>38,541</u>	現金及び現金同等物 <u>42,196</u>

[次へ](#)

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側) ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額 取得価額相当額 動産 2,210百万円 その他 ー百万円 合計 2,210百万円 減価償却累計額相当額 動産 1,121百万円 その他 ー百万円 合計 1,121百万円 減損損失累計額相当額 動産 ー百万円 その他 ー百万円 合計 ー百万円 中間連結会計期間末残高相当額 動産 1,089百万円 その他 ー百万円 合計 1,089百万円 ・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 1年内 413百万円 1年超 884百万円 合計 1,298百万円 ・リース資産減損勘定の中間連結会計期間末残高 ー百万円 ・支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 支払リース料 259百万円 リース資産減損勘定の取崩額 ー百万円 減価償却費相当額 207百万円 支払利息相当額 18百万円 減損損失 ー百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側) ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額 取得価額相当額 動産 2,313百万円 その他 ー百万円 合計 2,313百万円 減価償却累計額相当額 動産 1,225百万円 その他 ー百万円 合計 1,225百万円 減損損失累計額相当額 動産 ー百万円 その他 ー百万円 合計 ー百万円 中間連結会計期間末残高相当額 動産 1,088百万円 その他 ー百万円 合計 1,088百万円 ・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 1年内 424百万円 1年超 879百万円 合計 1,304百万円 ・リース資産減損勘定の中間連結会計期間末残高 ー百万円 ・支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 支払リース料 251百万円 リース資産減損勘定の取崩額 ー百万円 減価償却費相当額 206百万円 支払利息相当額 18百万円 減損損失 ー百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側) ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び年度末残高相当額 取得価額相当額 動産 2,242百万円 その他 ー百万円 合計 2,242百万円 減価償却累計額相当額 動産 1,170百万円 その他 ー百万円 合計 1,170百万円 減損損失累計額相当額 動産 ー百万円 その他 ー百万円 合計 ー百万円 年度末残高相当額 動産 1,072百万円 その他 ー百万円 合計 1,072百万円 ・未経過リース料年度末残高相当額 1年内 418百万円 1年超 860百万円 合計 1,279百万円 ・リース資産減損勘定年度末残高 ー百万円 ・支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 支払リース料 498百万円 リース資産減損勘定の取崩額 ー百万円 減価償却費相当額 413百万円 支払利息相当額 35百万円 減損損失 ー百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
(貸主側)	(貸主側)	(貸主側)
・リース物件の取得価額、減価償却累計額、減損損失累計額及び中間連結会計期間末残高	・リース物件の取得価額、減価償却累計額、減損損失累計額及び中間連結会計期間末残高	・リース物件の取得価額、減価償却累計額、減損損失累計額及び年度末残高
取得価額	取得価額	取得価額
動産 20,777百万円	動産 21,658百万円	動産 21,771百万円
その他 －百万円	その他 －百万円	その他 －百万円
合計 20,777百万円	合計 21,658百万円	合計 21,771百万円
減価償却累計額	減価償却累計額	減価償却累計額
動産 9,404百万円	動産 10,334百万円	動産 10,615百万円
その他 －百万円	その他 －百万円	その他 －百万円
合計 9,404百万円	合計 10,334百万円	合計 10,615百万円
減損損失累計額	減損損失累計額	減損損失累計額
動産 －百万円	動産 －百万円	動産 －百万円
その他 －百万円	その他 －百万円	その他 －百万円
合計 －百万円	合計 －百万円	合計 －百万円
中間連結会計期間末残高	中間連結会計期間末残高	年度末残高
動産 11,372百万円	動産 11,324百万円	動産 11,156百万円
その他 －百万円	その他 －百万円	その他 －百万円
合計 11,372百万円	合計 11,324百万円	合計 11,156百万円
・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額	・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額	・未経過リース料年度末残高相当額
1年内 3,680百万円	1年内 3,910百万円	1年内 3,754百万円
1年超 9,289百万円	1年超 9,242百万円	1年超 9,163百万円
合計 12,969百万円	合計 13,152百万円	合計 12,917百万円
(注) 転貸リース取引に係る貸主側の未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額は1,100百万円(うち1年内341百万円)であります。なお、借主側残高相当額はおおむね同一であり、上記の借主側の「未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額」に含まれております。	(注) 転貸リース取引に係る貸主側の未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額は1,129百万円(うち1年内378百万円)であります。なお、借主側残高相当額はおおむね同一であり、上記の借主側の「未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額」に含まれております。	(注) 転貸リース取引に係る貸主側の未経過リース料年度末残高相当額は1,136百万円(うち1年内374百万円)であります。なお、借主側の残高相当額はおおむね同一であり、上記の借主側の「未経過リース料年度末残高相当額」に含まれております。
・受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額	・受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額	・受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額
受取リース料 2,263百万円	受取リース料 2,348百万円	受取リース料 4,566百万円
減価償却費 1,820百万円	減価償却費 1,900百万円	減価償却費 3,690百万円
受取利息相当額 354百万円	受取利息相当額 331百万円	受取利息相当額 691百万円
・利息相当額の算定方法	・利息相当額の算定方法	・利息相当額の算定方法
利息相当額の各期への配分方法については、利息法によっております。	利息相当額の各期への配分方法については、利息法によっております。	利息相当額の各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。

[次へ](#)

(有価証券関係)

※ (中間)連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」、並びに「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。

I 前中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成18年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	6,953	7,132	178
地方債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社債	—	—	—
その他	4,000	3,894	△105
合計	10,953	11,027	73

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2. その他有価証券で時価のあるもの(平成18年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)
株式	26,117	37,370	11,253
債券	317,479	312,277	△5,202
国債	172,948	169,363	△3,585
地方債	22,747	22,275	△472
短期社債	—	—	—
社債	121,783	120,638	△1,144
その他	86,261	88,114	1,853
合計	429,857	437,762	7,904

(注) 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成18年9月30日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
事業債(私募債)	2,100
その他有価証券	
非上場株式	1,607
事業債(私募債)	12,140
信託受益権	15,623
その他	4

II 当中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成19年9月30日現在）

	中間連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
国債	6,959	7,167	207
地方債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社債	—	—	—
その他	4,000	3,865	△134
合計	10,959	11,032	73

（注）時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2. その他有価証券で時価のあるもの（平成19年9月30日現在）

	取得原価（百万円）	中間連結貸借対照表計上額（百万円）	評価差額（百万円）
株式	24,921	31,879	6,957
債券	332,965	327,994	△4,970
国債	172,512	168,630	△3,881
地方債	28,059	27,767	△291
短期社債	—	—	—
社債	132,393	131,596	△797
その他	73,855	76,780	2,925
合計	431,742	436,654	4,911

（注）1. 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下「減損処理という。」）しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、81百万円（株式81百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、以下のとおりです。

①時価が取得原価に比べて50%以上下落した場合

②時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落、且つ過去1年間の平均時価が40%以上下落した状態にある場合

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額（平成19年9月30日現在）

	金額（百万円）
満期保有目的の債券	
事業債（私募債）	6,885
その他有価証券	
非上場株式	1,405
事業債（私募債）	9,020
信託受益権	15,011

[次へ](#)

Ⅲ 前連結会計年度末

1. 売買目的有価証券（平成19年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額（百万円）	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
売買目的有価証券	1,157	1

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成19年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額 （百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）	うち益 （百万円）	うち損 （百万円）
国債	6,956	7,146	190	190	—
地方債	—	—	—	—	—
短期社債	—	—	—	—	—
社債	—	—	—	—	—
その他	4,000	3,927	△72	13	86
合計	10,956	11,074	117	204	86

（注） 1. 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもの（平成19年3月31日現在）

	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	26,323	38,519	12,196	12,864	668
債券	323,144	317,840	△5,304	370	5,675
国債	175,719	171,652	△4,066	24	4,091
地方債	23,688	23,307	△381	55	437
短期社債	—	—	—	—	—
社債	123,736	122,880	△856	290	1,146
その他	65,812	72,550	6,737	7,527	790
合計	415,280	428,909	13,629	20,762	7,133

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、203百万円（株式203百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、以下のとおりです。

①時価が取得原価に比べて50%以上下落した場合

②時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落、且つ過去1年間の平均時価が40%以上下落した状態にある場合

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

該当ありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

	売却額（百万円）	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
その他有価証券	61,705	580	769

6. 時価評価されていない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額（平成19年3月31日現在）

	金額（百万円）
満期保有目的の債券	
事業債（私募債）	4,400
その他有価証券	
非上場株式	1,447
事業債（私募債）	10,230
信託受益権	15,259

7. 保有目的を変更した有価証券
該当ありません。

8. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額（平成19年3月31日現在）

	1年以内 （百万円）	1年超5年以内 （百万円）	5年超10年以内 （百万円）	10年超 （百万円）
債券	47,715	163,455	69,337	58,917
国債	27,952	61,627	30,111	58,917
地方債	1,350	9,565	12,391	—
短期社債	—	—	—	—
社債	18,413	92,262	26,834	—
その他	1,529	20,668	23,162	27,582
合計	49,244	184,124	92,500	86,499

（金銭の信託関係）

I 前中間連結会計期間末

- 満期保有目的の金銭の信託（平成18年9月30日現在）
該当ありません。
- その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成18年9月30日現在）
該当ありません。

II 当中間連結会計期間末

- 満期保有目的の金銭の信託（平成19年9月30日現在）
該当ありません。
- その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成19年9月30日現在）
該当ありません。

III 前連結会計年度末

- 運用目的の金銭の信託（平成19年3月31日現在）
該当ありません。
- 満期保有目的の金銭の信託（平成19年3月31日現在）
該当ありません。
- その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成19年3月31日現在）
該当ありません。

(その他有価証券評価差額金)

I 前中間連結会計期間末

○ その他有価証券評価差額金 (平成18年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額 (百万円)
評価差額	7,904
その他有価証券	7,904
その他の金銭の信託	—
(+) 繰延税金資産 (又は (△) 繰延税金負債)	△3,191
その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	4,712
(△) 少数株主持分相当額	179
(+) 持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	4,533

II 当中間連結会計期間末

○ その他有価証券評価差額金 (平成19年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額 (百万円)
評価差額	4,911
その他有価証券	4,911
その他の金銭の信託	—
(+) 繰延税金資産 (又は (△) 繰延税金負債)	△1,460
その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	3,451
(△) 少数株主持分相当額	159
(+) 持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	3,292

III 前連結会計年度末

○ その他有価証券評価差額金 (平成19年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額 (百万円)
評価差額	13,629
その他有価証券	13,629
その他の金銭の信託	—
(+) 繰延税金資産 (又は (△) 繰延税金負債)	△4,775
その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	8,854
(△) 少数株主持分相当額	272
(+) 持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	8,581

[次へ](#)

(デリバティブ取引関係)

I 前中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引 (平成18年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	金利先物	—	—	—
	金利オプション	—	—	—
店頭	金利先渡契約	—	—	—
	金利スワップ	85,770	487	487
	金利オプション	—	—	—
	その他	2,142	—	—
	合計	—	487	487

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引 (平成18年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	通貨先物	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—
店頭	通貨スワップ	183,387	111	111
	為替予約	14,758	△354	△354
	通貨オプション	—	—	—
	その他	—	—	—
	合計	—	△242	△242

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引 (平成18年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引 (平成18年9月30日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引 (平成18年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引 (平成18年9月30日現在)

該当ありません。

II 当中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引（平成19年9月30日現在）

区分	種類	契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
取引所	金利先物	—	—	—
	金利オプション	—	—	—
店頭	金利先渡契約	—	—	—
	金利スワップ	97,753	448	448
	金利オプション	—	—	—
	その他	2,577	—	—
	合計	—	448	448

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引（平成19年9月30日現在）

区分	種類	契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
取引所	通貨先物	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—
店頭	通貨スワップ	142,219	125	125
	為替予約	4,693	82	82
	通貨オプション	—	—	—
	その他	—	—	—
	合計	—	208	208

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引（平成19年9月30日現在）

該当ありません。

(4) 債券関連取引（平成19年9月30日現在）

該当ありません。

(5) 商品関連取引（平成19年9月30日現在）

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引（平成19年9月30日現在）

該当ありません。

Ⅲ 前連結会計年度末

1. 取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容

当行のデリバティブ取引は、主として金利スワップ取引、通貨スワップ取引、為替予約取引等であります。

(2) 取引に対する取組方針・利用目的

当行は、お客さまの財務上のニーズにお応えするため、並びに金利・為替変動に対する当行のリスクを軽減するためにデリバティブ取引を利用しております。

上記のうち、為替変動に対する当行のリスクを軽減するための利用につきましては、外貨建金銭債権債務等をヘッジ対象、通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段、ヘッジ対象の為替変動リスクの減殺をヘッジ方針としております。なお、当該ヘッジ取引は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に基づきヘッジ会計を適用しており、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジションが存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(3) 取引に係るリスクの内容

デリバティブ取引は、市場の変動により損失を被る市場リスク、及び信用供与先の財務状況の悪化等により損失を被る信用リスク等を内包しております。

(4) 取引に係るリスク管理体制

当行は、デリバティブ取引に関するリスク管理規程を定めており、その規程に従い市場リスク及び信用リスクの定量的把握並びにモニターを行っております。

(5) 定量的情報に関する補足説明

「取引の時価等に関する事項」における契約額等は、デリバティブ取引における名目的な契約額、または計算上想定している元本であり、それ自体がリスクの大きさを示すものではありません。

2. 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引（平成19年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	金利先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
買建	—	—	—	—	
店頭	金利先渡契約				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	47,168	46,186	480	480
	受取変動・支払固定	47,668	46,686	2	2
	受取変動・支払変動	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	1,379	1,379	△18	△18
買建	1,379	1,379	18	18	
	合計	—	—	482	482

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融先物取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引（平成19年3月31日現在）

	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価（百万円）	評価損益 (百万円)
取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	106,524	106,524	101	101
	為替予約				
	売建	5,356	1	32	32
	買建	4,140	—	24	24
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
買建	—	—	—	—	
	合計	—	—	157	157

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引（平成19年3月31日現在）

該当ありません。

(4) 債券関連取引（平成19年3月31日現在）

該当ありません。

(5) 商品関連取引（平成19年3月31日現在）

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引（平成19年3月31日現在）

該当ありません。

[次へ](#)

(ストック・オプション等関係)

I 前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

該当ありません。

II 当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

該当ありません。

III 前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

該当ありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	銀行業務 (百万円)	リース業務 (百万円)	その他の業務 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1) 外部顧客に対する経常収益	21,848	3,077	713	25,639	—	25,639
(2) セグメント間の内部経常収益	115	486	1,526	2,128	(2,128)	—
計	21,963	3,564	2,240	27,767	(2,128)	25,639
経常費用	17,537	3,401	1,740	22,679	(1,851)	20,828
経常利益	4,425	162	499	5,087	(277)	4,810

当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	銀行業務 (百万円)	リース業務 (百万円)	その他の業務 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1) 外部顧客に対する経常収益	25,611	3,549	749	29,910	—	29,910
(2) セグメント間の内部経常収益	120	453	1,646	2,220	(2,220)	—
計	25,732	4,003	2,395	32,130	(2,220)	29,910
経常費用	20,436	4,113	1,981	26,531	(2,125)	24,406
経常利益 (△は経常損失)	5,296	△110	413	5,598	(95)	5,503

前連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

	銀行業務 (百万円)	リース業務 (百万円)	その他の業務 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1) 外部顧客に対する経常収益	46,366	6,821	1,438	54,625	—	54,625
(2) セグメント間の内部経常収益	232	972	3,035	4,240	(4,240)	—
計	46,598	7,793	4,473	58,866	(4,240)	54,625
経常費用	38,214	7,598	4,365	50,178	(4,522)	45,656
経常利益	8,384	195	108	8,687	281	8,969

(注) 1. 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2. 各事業の主な内容は次のとおりであります。

(1) 銀行業務 …………… 銀行業務

(2) リース業務 …………… リース業務

(3) その他の業務 ……… 信用保証業務、クレジットカード業務、一般貸金業務、事務代行業務、コンピュータシステムの開発・販売・保守管理業務

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）、当中間連結会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）及び前連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

在外支店および在外子会社がないため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【国際業務経常収益】

前中間連結会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）、当中間連結会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）及び前連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

(開示対象特別目的会社関係)

該当ありません。

(1株当たり情報)

		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり純資産額	円	624.35	764.98	764.82
1株当たり中間(当期)純利益	円	98.50	104.57	159.19
潜在株式調整後1株当たり中間 (当期)純利益	円	50.05	61.94	89.90

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	117,519	124,646	126,188
純資産の部の合計額から控除 する金額	百万円	85,866	85,868	87,415
うち少数株主持分	百万円	841	843	971
うち優先株式払込金額	百万円	85,025	85,025	85,025
うち定時株主総会決議による 優先配当額	百万円	—	—	1,419
普通株式に係る中間期末(期末) の純資産額	百万円	31,653	38,778	38,772
1株当たり純資産額の算定に 用いられた中間期末(期末) の普通株式の数	千株	50,697	50,691	50,694

2. 1株当たり中間(当期)純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益				
中間(当期)純利益	百万円	4,994	5,301	9,489
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—	1,419
うち定時株主総会決議による 優先配当額	百万円	—	—	1,419
うち中間優先配当額	百万円	—	—	—
普通株式に係る中間(当期) 純利益	百万円	4,994	5,301	8,070
普通株式の(中間)期中平均 株式数	千株	50,699	50,693	50,697

		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益				
中間(当期)純利益調整額	百万円	—	—	899
うち定時株主総会決議による優先配当額	百万円	—	—	899
普通株式増加数	千株	49,071	34,892	49,071
うち優先株式	千株	49,071	34,892	49,071
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要		—	—	—

(重要な後発事象)

該当ありません。

(2) 【その他】

該当事項なし。

2【中間財務諸表等】

(1)【中間財務諸表】

①【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金預け金		49,496	2.42	51,760	2.46	55,430	2.67
コールローン		45,000	2.20	80,000	3.80	75,000	3.62
買入金銭債権		15,628	0.76	15,016	0.71	15,264	0.74
商品有価証券		1,219	0.06	1,189	0.06	1,157	0.06
有価証券	※1, 8, 12	464,871	22.73	465,269	22.12	456,083	22.00
貸出金	※2, 3, 4, 5, 6, 7, 9	1,375,265	67.24	1,411,229	67.11	1,392,473	67.18
外国為替	※7	1,901	0.09	2,070	0.10	1,810	0.09
その他資産	※8	12,743	0.62	14,486	0.69	15,158	0.73
有形固定資産	※10	18,141	0.89	18,119	0.86	18,077	0.87
無形固定資産		1,754	0.09	1,932	0.09	1,924	0.09
繰延税金資産		24,894	1.22	25,180	1.20	22,535	1.09
支払承諾見返	※12	48,918	2.39	32,067	1.53	33,558	1.62
貸倒引当金		△14,567	△0.71	△15,368	△0.73	△15,718	△0.76
資産の部合計		2,045,267	100.00	2,102,954	100.00	2,072,756	100.00

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
預金	※8	1,850,002	90.45	1,918,118	91.21	1,875,412	90.48
譲渡性預金		5,000	0.25	6,000	0.29	17,000	0.82
借入金	※11	14,300	0.70	12,300	0.58	12,300	0.59
外国為替		22	0.00	25	0.00	23	0.00
その他負債		7,780	0.38	8,338	0.40	6,786	0.33
退職給付引当金		4,177	0.20	4,208	0.20	4,206	0.20
役員退職慰労引当金		—	—	56	0.00	—	—
支払承諾	※12	48,918	2.39	32,067	1.53	33,558	1.62
負債の部合計		1,930,200	94.37	1,981,113	94.21	1,949,287	94.04
(純資産の部)							
資本金		57,941	2.83	57,941	2.76	57,941	2.80
資本剰余金		32,792	1.61	32,792	1.56	32,792	1.58
資本準備金		32,792		32,792		32,792	
利益剰余金		19,838	0.97	27,863	1.32	24,204	1.17
利益準備金		1,588		1,871		1,588	
その他利益剰余金		18,250		25,991		22,616	
繰越利益剰余金		18,250		25,991		22,616	
自己株式		△26	△0.00	△38	△0.00	△32	△0.00
株主資本合計		110,546	5.41	118,560	5.64	114,906	5.55
その他有価証券評価差額金		4,520	0.22	3,280	0.15	8,562	0.41
繰延ヘッジ損益		0	0.00	△0	△0.00	0	0.00
評価・換算差額等合計		4,520	0.22	3,280	0.15	8,562	0.41
純資産の部合計		115,067	5.63	121,840	5.79	123,469	5.96
負債及び純資産の部合計		2,045,267	100.00	2,102,954	100.00	2,072,756	100.00

②【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)		当中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)		前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)	
		金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)
経常収益		21,971	100.00	25,741	100.00	46,614	100.00
資金運用収益		17,225		19,948		36,137	
(うち貸出金利息)		(13,542)		(15,607)		(27,958)	
(うち有価証券利息配当 金)		(3,357)		(3,712)		(7,400)	
役務取引等収益		4,080		4,414		8,640	
その他業務収益		274		543		579	
その他経常収益		391		834		1,258	
経常費用		17,537	79.82	20,436	79.39	38,214	81.98
資金調達費用		897		2,730		2,616	
(うち預金利息)		(655)		(2,375)		(2,127)	
役務取引等費用		1,641		1,732		3,425	
その他業務費用		24		557		683	
営業経費	※1	12,221		12,435		24,442	
その他経常費用	※2	2,752		2,979		7,046	
経常利益		4,433	20.18	5,305	20.61	8,400	18.02
特別利益	※3	1,171	5.33	446	1.73	2,494	5.35
特別損失		144	0.66	58	0.22	200	0.43
税引前中間(当期)純利益		5,460	24.85	5,693	22.12	10,693	22.94
法人税、住民税及び事業税		33	0.15	27	0.11	55	0.12
法人税等調整額		616	2.81	587	2.28	1,461	3.13
中間(当期)純利益		4,810	21.89	5,078	19.73	9,176	19.69

③【中間株主資本等変動計算書】

I 前中間会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）

	株主資本							自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					
		資本準備 金	資本剰余 金合計	利益準備 金	その他利 益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余 金合計			
平成18年3月31日残高 (百万円)	57,941	32,792	32,792	1,304	15,142	16,446	△21	107,160	
中間会計期間中の変動額									
剰余金の配当（注）				284	△1,703	△1,419		△1,419	
中間純利益					4,810	4,810		4,810	
自己株式の取得							△4	△4	
株主資本以外の項目の中 間会計期間中の変動額 (純額)									
中間会計期間中の変動額合 計（百万円）	—	—	—	284	3,107	3,391	△4	3,386	
平成18年9月30日残高 (百万円)	57,941	32,792	32,792	1,588	18,250	19,838	△26	110,546	

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	繰延ヘッジ損 益	評価・換算差 額等合計	
平成18年3月31日残高 (百万円)	4,793	—	4,793	111,953
中間会計期間中の変動額				
剰余金の配当（注）				△1,419
中間純利益				4,810
自己株式の取得				△4
株主資本以外の項目の中 間会計期間中の変動額 (純額)	△273	0	△273	△273
中間会計期間中の変動額合 計（百万円）	△273	0	△273	3,113
平成18年9月30日残高 (百万円)	4,520	0	4,520	115,067

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

Ⅱ 当中間会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

	株主資本							株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	
		資本準備 金	資本剰余 金合計	利益準備 金	その他利 益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余 金合計		
平成19年3月31日残高 (百万円)	57,941	32,792	32,792	1,588	22,616	24,204	△32	114,906
中間会計期間中の変動額								
剰余金の配当（注）				283	△1,703	△1,419		△1,419
中間純利益					5,078	5,078		5,078
自己株式の取得							△5	△5
株主資本以外の項目の中 間会計期間中の変動額 (純額)								
中間会計期間中の変動額合 計（百万円）	—	—	—	283	3,375	3,659	△5	3,653
平成19年9月30日残高 (百万円)	57,941	32,792	32,792	1,871	25,991	27,863	△38	118,560

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	繰延ヘッジ損 益	評価・換算差 額等合計	
平成19年3月31日残高 (百万円)	8,562	0	8,562	123,469
中間会計期間中の変動額				
剰余金の配当（注）				△1,419
中間純利益				5,078
自己株式の取得				△5
株主資本以外の項目の中 間会計期間中の変動額 (純額)	△5,281	△0	△5,281	△5,281
中間会計期間中の変動額合 計（百万円）	△5,281	△0	△5,281	△1,628
平成19年9月30日残高 (百万円)	3,280	△0	3,280	121,840

（注）平成19年6月の定時株主総会における決議項目であります。

Ⅲ 前事業年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

	株主資本							株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	
		資本準備 金	資本剰余 金合計	利益準備 金	その他利 益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余 金合計		
平成18年3月31日残高 (百万円)	57,941	32,792	32,792	1,304	15,142	16,446	△21	107,160
事業年度中の変動額								
剰余金の配当（注）				284	△1,703	△1,419		△1,419
当期純利益					9,176	9,176		9,176
自己株式の取得							△10	△10
株主資本以外の項目の事 業年度中の変動額（純 額）								
事業年度中の変動額合計 (百万円)	—	—	—	284	7,473	7,757	△10	7,746
平成19年3月31日残高 (百万円)	57,941	32,792	32,792	1,588	22,616	24,204	△32	114,906

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	繰延ヘッジ損 益	評価・換算差 額等合計	
平成18年3月31日残高 (百万円)	4,793	—	4,793	111,953
事業年度中の変動額				
剰余金の配当（注）				△1,419
当期純利益				9,176
自己株式の取得				△10
株主資本以外の項目の事 業年度中の変動額（純 額）	3,768	0	3,768	3,768
事業年度中の変動額合計 (百万円)	3,768	0	3,768	11,515
平成19年3月31日残高 (百万円)	8,562	0	8,562	123,469

（注）平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

[次へ](#)

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法	商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。	同 左	同 左
2. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>その他有価証券に区分される物価連動国債については、「その他の複合金融商品(払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品)に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第12号平成18年3月30日)が公表されたことに伴い、当中間会計期間から同適用指針を適用し、前事業年度末の貸借対照表価額を取得原価として償却原価法を適用し時価評価による評価差額(税効果額控除後)を純資産の部に計上しております。これにより、従来の方法に比べその他有価証券評価差額金は3百万円減少し、繰延税金負債は2百万円減少しており、税引前中間純利益は6百万円増加しております。</p>	<p>有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>	<p>有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>その他有価証券に区分される物価連動国債については、「その他の複合金融商品(払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品)に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第12号平成18年3月30日)が公表されたことに伴い、当事業年度から同適用指針を適用し、前事業年度末の貸借対照表価額を取得原価として償却原価法を適用し時価評価による評価差額(税効果額控除後)を純資産の部に計上しております。これにより、従来の方法に比べその他有価証券評価差額金は8百万円減少し、繰延税金負債は5百万円減少しており、税引前当期純利益は14百万円増加しております。</p>
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	同 左	同 左

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
4. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産</p> <p>有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物：17年～50年 動産：3年～20年</p>	<p>(1) 有形固定資産</p> <p>有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。</p> <p>また、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物：17年～50年 動産：3年～20年 (会計方針の変更)</p> <p>平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益及び税引前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ35百万円減少しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>当中間会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、これによる中間貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p>	<p>(1) 有形固定資産</p> <p>有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物：17年～50年 動産：3年～20年</p>
	<p>(2) 無形固定資産</p> <p>無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。</p>	<p>(2) 無形固定資産</p> <p>同 左</p>	<p>(2) 無形固定資産</p> <p>無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
5. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は106,651百万円であります。</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は68,764百万円であります。</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は69,139百万円であります。</p>

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(2) 退職給付引当金</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理</p> <p>数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年及び13年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理</p> <p>なお、会計基準変更時差異（4,863百万円）については、15年による按分額を費用処理することとし、当中間会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。</p>	<p>(2) 退職給付引当金</p> <p>同 左</p>	<p>(2) 退職給付引当金</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理</p> <p>数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年及び13年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理</p> <p>なお、会計基準変更時差異（4,863百万円）については、15年による按分額を費用処理しております。</p>
	<p>—————</p>	<p>(3) 役員退職慰労引当金</p> <p>役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間会計期間末までに発生していると認められる額を役員退職慰労引当金として計上しております。</p> <p>（会計方針の変更）</p> <p>従来、役員退職慰労金は、支出時に費用処理をしておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日）が平成19年4月1日以後開始する事業年度から適用されることに伴い、当中間会計期間から同報告を適用しております。これにより、従来の方</p>	<p>—————</p>

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		法に比べ、営業経費は10百万円、特別損失は45百万円それぞれ増加し、経常利益は10百万円、税引前中間純利益は56百万円それぞれ減少しております。	
6. 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。	同 左	外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	同 左	同 左
8. ヘッジ会計の方法	<p>(イ) 金利リスク・ヘッジ</p> <p>「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してあります多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間に応じ平成15年度から4年間にわたって、資金調達費用として期間配分しております。</p> <p>なお、当中間会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失の残高はありません。</p> <p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、</p>	<p>—————</p> <p>為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同 左</p>	<p>(イ) 金利リスク・ヘッジ</p> <p>「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してあります多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間に応じ平成15年度から4年間にわたって、資金調達費用として期間配分しております。</p> <p>なお、当事業年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失の残高はありません。</p> <p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同 左</p>

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。		
9. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。	消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当中間会計期間から適用しております。</p> <p>当中間会計期間末における従来の「資本の部」に相当する金額は115,067百万円であります。</p> <p>なお、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p>	<p>—————</p> <p>(金融商品に関する会計基準)</p> <p>「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度及び当中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当事業年度から適用しております。</p> <p>当事業年度末における従来の「資本の部」に相当する金額は123,469百万円であります。</p> <p>なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p>

表示方法の変更

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)
<p>「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無 尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平 成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する 事業年度から適用されることになったこと等に伴い、当中間会計期 間から下記のとおり表示を変更しております。</p> <p>(1) 「利益剰余金」に内訳表示していた「中間未処分利益」は、 「その他利益剰余金」の「繰越利益剰余金」として表示しており ます。</p> <p>(2) 純額で繰延ヘッジ利益として「その他負債」に含めて計上して いたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のう え評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示してお ります。</p> <p>(3) 「動産不動産」は、「有形固定資産」「無形固定資産」又は 「その他資産」に区分して表示しております。</p> <p>(4) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形 固定資産」に含めて表示しております。</p>	

[次へ](#)

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
<p>※1. 関係会社の株式総額 733百万円</p> <p>※2. 貸出金のうち、破綻先債権額は3,074百万円、延滞債権額は37,129百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は544百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は22,676百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は63,425百万円であります。</p> <p>なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>※1. 関係会社の株式総額 733百万円</p> <p>※2. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,083百万円、延滞債権額は42,259百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は479百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は15,941百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は59,763百万円であります。</p> <p>なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>※1. 関係会社の株式総額 733百万円</p> <p>※2. 貸出金のうち、破綻先債権額は847百万円、延滞債権額は41,587百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は202百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は17,150百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は59,787百万円であります。</p> <p>なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)																		
<p>※6. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は、5,001百万円であります。</p> <p>※7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、22,144百万円であります。</p> <p>※8. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table data-bbox="127 851 494 974"> <tr> <td>有価証券</td> <td>31,753百万円</td> </tr> <tr> <td>担保資産に対応する債務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td>249百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の担保として、有価証券60,775百万円及びその他資産51百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は9百万円及び保証金は2,624百万円であります。</p>	有価証券	31,753百万円	担保資産に対応する債務		預金	249百万円	<p>※6. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は、6,761百万円であります。</p> <p>※7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、23,243百万円であります。</p> <p>※8. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table data-bbox="550 851 917 974"> <tr> <td>有価証券</td> <td>31,737百万円</td> </tr> <tr> <td>担保資産に対応する債務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td>737百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の担保として、有価証券52,077百万円及びその他資産55百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は5百万円及び保証金は2,273百万円であります。</p>	有価証券	31,737百万円	担保資産に対応する債務		預金	737百万円	<p>※6. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、貸借対照表計上額は、8,488百万円であります。</p> <p>※7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、23,326百万円であります。</p> <p>※8. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table data-bbox="981 851 1348 974"> <tr> <td>有価証券</td> <td>31,744百万円</td> </tr> <tr> <td>担保資産に対応する債務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td>328百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の担保として、有価証券50,647百万円及びその他の資産55百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他の資産のうち保証金は2,566百万円であります。</p>	有価証券	31,744百万円	担保資産に対応する債務		預金	328百万円
有価証券	31,753百万円																			
担保資産に対応する債務																				
預金	249百万円																			
有価証券	31,737百万円																			
担保資産に対応する債務																				
預金	737百万円																			
有価証券	31,744百万円																			
担保資産に対応する債務																				
預金	328百万円																			

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
<p>※9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、398,302百万円です。このうち契約残存期間が1年以内のものが348,247百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>※9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、391,942百万円です。このうち契約残存期間が1年以内のものが348,391百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>※9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、387,182百万円です。このうち契約残存期間が1年以内のものが345,900百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>
<p>※10. 有形固定資産の減価償却累計額 19,431百万円</p>	<p>※10. 有形固定資産の減価償却累計額 19,579百万円</p>	<p>※10. 有形固定資産の減価償却累計額 19,229百万円</p>
<p>※11. 借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。</p>	<p>※11. 借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。</p>	<p>※11. 借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。</p>
<p>※12. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は15,405百万円です。</p> <p>なお、当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第38号平成19年4月17日）により改正されたことに伴い、相殺してあります。</p> <p>前中間会計期間において上記相殺を行った場合は、前中間会計期間末の支払承諾及び支払承諾見返はそれぞれ13,560百万円減少します。</p>	<p>※12. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は15,405百万円です。</p> <p>なお、当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第38号平成19年4月17日）により改正されたことに伴い、相殺してあります。</p> <p>前中間会計期間において上記相殺を行った場合は、前中間会計期間末の支払承諾及び支払承諾見返はそれぞれ13,560百万円減少します。</p>	<p>※12. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（証券取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は14,130百万円です。</p> <p>なお、当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第38号平成19年4月17日）により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から相殺してあります。</p> <p>これにより、従来の方法に比べ支払承諾及び支払承諾見返は、それぞれ13,950百万円減少してあります。</p>

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
※1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。 有形固定資産 447百万円 無形固定資産 208百万円	※1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。 有形固定資産 479百万円 無形固定資産 253百万円	※1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。 有形固定資産 917百万円 無形固定資産 422百万円
※2. その他経常費用には、貸出金償却2,343百万円及び貸倒引当金繰入額78百万円を含んでおります。	※2. その他経常費用には、貸出金償却1,911百万円、貸倒引当金繰入額799百万円及び株式等償却89百万円を含んでおります。	※2. その他経常費用には、貸出金償却4,060百万円、貸倒引当金繰入額2,130百万円及び株式等償却250百万円を含んでおります。
※3. 特別利益は、償却債権取立益1,171百万円であります。	—————	—————

(中間株主資本等変動計算書関係)

I 前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数 (千株)	当中間会計期間増加株式数 (千株)	当中間会計期間減少株式数 (千株)	当中間会計期間末株式数 (千株)	摘要
自己株式					
普通株式	21	2	—	24	(注)
合 計	21	2	—	24	

(注) 単元未満株式の買取りによる増加であります。

II 当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数 (千株)	当中間会計期間増加株式数 (千株)	当中間会計期間減少株式数 (千株)	当中間会計期間末株式数 (千株)	摘要
自己株式					
普通株式	27	3	—	30	(注)
合 計	27	3	—	30	

(注) 単元未満株式の買取りによる増加であります。

III 前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数 (千株)	当事業年度増加株式数 (千株)	当事業年度減少株式数 (千株)	当事業年度末株式数 (千株)	摘要
自己株式					
普通株式	21	5	—	27	(注)
合 計	21	5	—	27	

(注) 単元未満株式の買取りによる増加であります。

[次へ](#)

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引
・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額	・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額	・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額
取得価額相当額	取得価額相当額	取得価額相当額
動産 4,421百万円	動産 3,648百万円	動産 4,028百万円
その他 ー百万円	その他 ー百万円	その他 ー百万円
合計 4,421百万円	合計 3,648百万円	合計 4,028百万円
減価償却累計額相当額	減価償却累計額相当額	減価償却累計額相当額
動産 2,884百万円	動産 2,443百万円	動産 2,701百万円
その他 ー百万円	その他 ー百万円	その他 ー百万円
合計 2,884百万円	合計 2,443百万円	合計 2,701百万円
減損損失累計額相当額	減損損失累計額相当額	減損損失累計額相当額
動産 ー百万円	動産 ー百万円	動産 ー百万円
その他 ー百万円	その他 ー百万円	その他 ー百万円
合計 ー百万円	合計 ー百万円	合計 ー百万円
中間会計期間末残高相当額	中間会計期間末残高相当額	期末残高相当額
動産 1,536百万円	動産 1,205百万円	動産 1,327百万円
その他 ー百万円	その他 ー百万円	その他 ー百万円
合計 1,536百万円	合計 1,205百万円	合計 1,327百万円
・未経過リース料中間会計期間末残高相当額	・未経過リース料中間会計期間末残高相当額	・未経過リース料期末残高相当額
1年内 750百万円	1年内 543百万円	1年内 663百万円
1年超 905百万円	1年超 739百万円	1年超 762百万円
合計 1,656百万円	合計 1,283百万円	合計 1,425百万円
・リース資産減損勘定の中間会計期間末残高	・リース資産減損勘定の中間会計期間末残高	・リース資産減損勘定の期末残高
ー百万円	ー百万円	ー百万円
・支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失	・支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失	・支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失
支払リース料 455百万円	支払リース料 415百万円	支払リース料 905百万円
リース資産減損勘定の取崩額 ー百万円	リース資産減損勘定の取崩額 ー百万円	リース資産減損勘定の取崩額 ー百万円
減価償却費相当額 389百万円	減価償却費相当額 356百万円	減価償却費相当額 775百万円
支払利息相当額 50百万円	支払利息相当額 38百万円	支払利息相当額 92百万円
減損損失 ー百万円	減損損失 ー百万円	減損損失 ー百万円
・減価償却費相当額の算定方法	・減価償却費相当額の算定方法	・減価償却費相当額の算定方法
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
・利息相当額の算定方法	・利息相当額の算定方法	・利息相当額の算定方法
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。	リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。	リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

[次へ](#)

(有価証券関係)

○ 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

I 前中間会計期間末（平成18年9月30日現在）

該当ありません。

II 当中間会計期間末（平成19年9月30日現在）

該当ありません。

III 前事業年度末（平成19年3月31日現在）

該当ありません。

(重要な後発事象)

該当ありません。

(2) 【その他】

該当事項なし。

第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- | | | | |
|---------------------|----------------|-----------------------------|--------------------------|
| (1) 有価証券報告書及びその添付書類 | 事業年度
(第85期) | 自 平成18年4月1日
至 平成19年3月31日 | 平成19年6月28日
関東財務局長に提出 |
| (2) 有価証券報告書の訂正報告書 | 事業年度
(第85期) | 自 平成18年4月1日
至 平成19年3月31日 | 平成19年10月30日
関東財務局長に提出 |

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月18日

株式会社 千葉興業銀行

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 啓之 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 菅原 和信 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 藤井 義博 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社千葉興業銀行の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社千葉興業銀行及び連結子会社の平成18年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月12日

株式会社 千葉興業銀行

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 啓之 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 藤井 義博 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社千葉興業銀行の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社千葉興業銀行及び連結子会社の平成19年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月18日

株式会社 千葉興業銀行

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 啓之 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 菅原 和信 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 藤井 義博 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社千葉興業銀行の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第85期事業年度の中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社千葉興業銀行の平成18年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月12日

株式会社 千葉興業銀行

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 公認会計士 鈴木 啓之 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 藤井 義博 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社千葉興業銀行の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第86期事業年度の中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社千葉興業銀行の平成19年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。